



セーフコミュニティ
国際認証都市・豊島区

豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月



目 次

はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 取り組みの経緯	1
3 豊島区の新型インフルエンザ等への対応	2
第1章 基本的な方針	3
1 対策の目的	4
2 計画の基本的考え方	5
3 被害想定	6
4 発生段階の考え方	8
5 対策実施上の留意点	9
第2章 国、都、区等の役割	11
1 基本的な責務	12
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	15
第3章 対策の基本項目	20
1 サーベイランス・情報収集	21
2 情報提供・共有	23
3 区民相談	28
4 感染拡大防止	29
5 予防接種	33
6 医療	36
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	39
8 都市機能の維持	41
9 緊急事態宣言時の措置	45

第4章 基本項目の各段階における具体的対策	49
1 サーベイランス・情報収集	50
2 情報提供・共有	53
3 区民相談	62
4 感染拡大防止	66
5 予防接種	72
6 医療	78
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	87
8 都市機能の維持	93
用語解説	97
会議経過	102
委員名簿	103

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。更に、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は人口10万人当たり0.16人と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 豊島区の新型インフルエンザ等への対応

(1) 本区の新型インフルエンザ等への対応

豊島区（以下「区」という。）では、国・東京都（以下「都」という。）の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 19 年 5 月に「豊島区新型インフルエンザ対策行動計画」及び「豊島区新型インフルエンザ対策マニュアル」を策定した。また、平成 21 年 9 月に「新型インフルエンザ（弱毒型）業務継続計画」を、平成 24 年 5 月に「豊島区業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が、平成 25 年 11 月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）が、新たに作成された。これらの計画を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応について、区は既存の行動計画を活かしながら、特措法第 8 条に基づき、新たに策定するものである。

(2) 安全・安心創造都市の実現に向けた本区の行動計画について

平成 24 年 11 月、本区は区民と共に進めてきた「安全・安心まちづくり」の活動が世界的な指標に基づいて認められ、WIIO 協働センターが推進する「セーフコミュニティ」のメンバーとして国際認証を取得した。

本行動計画では、特措法等に基づく、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針や実施する措置等を示すとともに、

- ①副都心池袋
- ②昼間人口の多さ
- ③高密都市

の本区の特徴を踏まえつつ、新型インフルエンザ等対策に関しても、セーフコミュニティ国際認証都市として、より一層の安全安心の都市を実現するため、「地域の力による感染症に強いまちづくり」を目標として、区独自の検討も進めていく。

なお、本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況においても対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、今後この計画は、国や都の動向を見ながら適時適切に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

本行動計画を策定するうえで重要となる計画の目的や必要となる被害想定など、計画策定に関する基本的な事項について、下記の5つの視点から記載する。

1. 対策の目的

2. 計画の基本的考え方

3. 被害想定

4. 発生段階の考え方

5. 対策実施上の留意点

1 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。こうした状態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制し、感染のピークを遅らせることが必要である。

また、り患することにより事業者における欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。こうしたことを想定し、次の2点を本対策の主たる目的として講じていく必要がある。

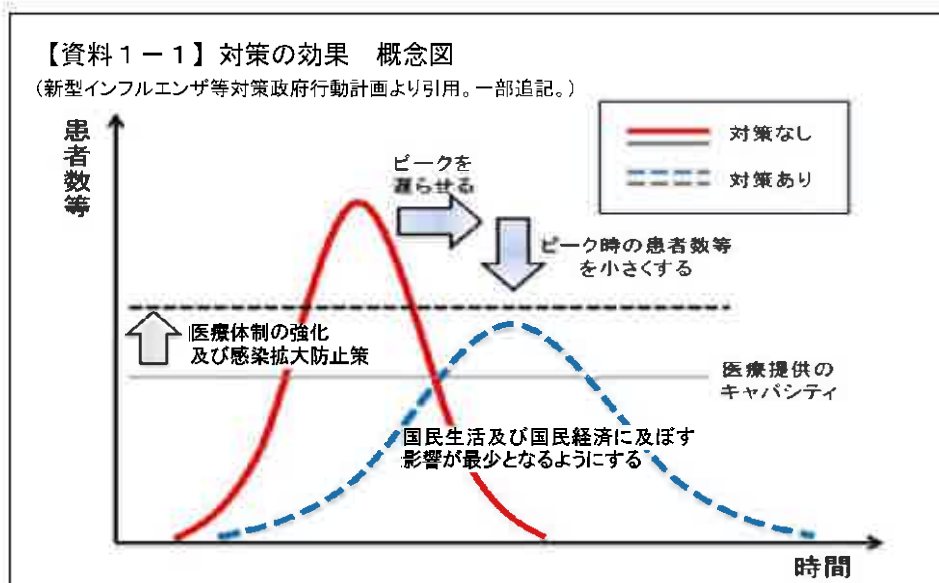
① 感染拡大を可能な限り抑制し、感染のピークを遅らせることにより、区民の生命及び健康を保護する。

医療体制の強化及び感染拡大防止策

- ・感染拡大防止策により、流行のピークを遅らせ、継続可能な医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図る。医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、処置が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限に抑える。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画、都行動計画の方針に従いながら、区の新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施すべき対策を示す。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示していく。

国、都、区、区民などの役割を示すとともに、国や都、事業者等の新型インフルエンザ等への対策が緊密に連携して推進されることを図るものである。

加えて、副都心を持ち高密都市である本区の特性や、区内の交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスのとれた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、国や都の動向を注視しつつ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じ、修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防で構成する「豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議」に諮り、改定するものとする。

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ等に由来する病原性の高い新型インフルエンザとなった場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たり、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を設定するが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することも重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても、高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

区の流行規模及び被害想定の設定数値については、政府行動計画、都行動計画を参考にしながら、人口の集中する都市部の特性を考慮し、都の被害想定を区に置き換えて示す。

【資料1-2】流行規模・被害想定表

		東京都	豊島区（昼間人口）	
	人口	12,500,000人	270,825人	(422,995人)
1	り患割合	人口の約30%		
2	患者数	3,785,000人	81,200人	(126,900人)
3	健康被害			
	(1) 流行予測による被害			
	① 外来受診者数	3,785,000人	81,200人	(126,900人)
	② 入院患者数	291,200人	6,250人	(9,750人)
	③ 死亡者数 (インフルエンザ関連死亡者数)※	14,100人	300人	(460人)
	(2) 流行予測のピーク時の被害			
	① 1日新規外来患者数	49,300人	1,050人	(1,650人)
	② 1日最大患者数	373,200人	8,000人	(12,500人)
	③ 1日新規入院患者数	3,800人	80人	(130人)
	④ 1日最大必要病床数	26,500床	550床	(890床)

※豊島区人口は平成25年9月現在、昼間人口は平成22年国勢調査より

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

被害想定算定のための仮定条件

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に区民の約30%が罹患するものとして予測を行った。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでの「アジアかぜ」の死亡率を参考に算出している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じ、対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況への対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画に定める、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージに更に区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（本部長：東京都知事）の決定によるが、必要に応じて国や都と協議し、豊島区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）（本部長：区長）として必要な措置を決定する。

なお、政府対策本部が都内を対象に緊急事態宣言をした場合には、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）において緊急事態宣言下で実施する措置のもと、区対策本部において実施する措置を決定する。

【資料1-3】新型インフルエンザ等の発生段階

政府行動計画		都	状 態	
国	地方			
未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した場合	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	〈医療体制〉 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 〈医療体制〉 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

国、都、他の区市町村及び指定（地方）公共機関^{注1・2}と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生したときに、特措法その他の法令、国や都が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地の使用、緊急物資の運送及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等の緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

本区対策本部と都対策本部、他区市町村の新型インフルエンザ等対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、的確に対策を推進する必要がある。また、都による新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合には、区対策本部長から都対策本部長に対して、速やかに要請を行う。

注1 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

注2 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

(5) 社会支援が届きにくい方への配慮

新型インフルエンザ等の発生について、区などからの情報が届きにくい外国人、高齢者、障害者などについて、予防接種の実施など新型インフルエンザ等対策の重要な情報提供が確実に届くよう特段の配慮を講じていく。

第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、区だけでなく、国や都、医療機関、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

そこで、以下の視点からそれぞれの役割について記載する。

1 基本的な責務

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁会議」の枠組を通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の、所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

更に、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、登録業者に対して実施する特定接種を速やかに進める。

(2) 東京都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 豊島区

セーフコミュニティ国際認証都市である本区は、区民の暮らしの安全・安心を守るために、国・都・周辺自治体・関係機関のみならず、区民・区内事業者等様々な主体と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に冷静かつ適切に対応できるよう、あらゆる状況に備えた対策を推進する。

平常時には、本行動計画に基づき、庁内における実施対策の整備や関係機関との調整などを図り、発生時に備えた対策を推進するとともに、池袋保健所を中心として感染症法に基づく発生動向の監視（サーベイランス）・人材の育成を行う。また、区民及び区内事業所等に対しては、マスク着用・手洗い・咳エチケット等、新型インフルエンザ等の感染拡大防止に係る普及啓発を継続して行う。

都内におけるり患者の発生が予想される場合においては、国・都の動向を見ながら、速やかに区対策本部を立ち上げ、感染状況等に関する情報収集に努めるとともに、感染拡大防止策を検討・実施する。あわせて、区民への予防接種や生活支援など、本行動計画で定めた対策を迅速かつ的確に実施し、関係機関等とともに、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

区内の状況及び区の対策等については、様々な情報媒体を活用し、常に正確で迅速な情報伝達に努め、あらゆる状況下においても適切に対応するように努めるものとする。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、区や都が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

区民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。(感染症法第4条 国民の責務)

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、区や都等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、
り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

(1) 実施体制の整備

本区の新型インフルエンザ等対策については、平成24年の特措法制定に伴い、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成25年豊島区条例第9号）及び「豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」（平成25年豊島区規則第48号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

(2) 対策の推進

平常時においては、必要に応じて、危機管理対策本部会議など全庁横断的な新型インフルエンザ等の対策会議を開催し、情報共有や今後の方針など、新型インフルエンザ等への発生に備える。

発生時の体制は、特措法の規定により政府及び都道府県において対策本部が設置されたときは、区においても「豊島区新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、情報収集及び感染拡大時の対応等の検討を進めるとともに、関係部局に対し必要な対策を講じるよう指示する。なお、政府対策本部長による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、本部の位置づけを特措法に基づく「区対策本部」に移行する。

区対策本部条例に基づき、区対策本部は、都及び関係機関等と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進するとともに、必要に応じて都に対し新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整の要請等を行う。

「緊急事態宣言」前における「新型インフルエンザ等対策本部」の設置については、特措法による設置ではなく、必要に応じ区の判断において設置する本部である。なお本部の体制等については、豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例及び同施行規則に準じるものとする。

(3) 区対策本部の構成

①組織及び職員

- ・本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ・副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・本部員は、本部を構成する部の部長、担当部長、区の区域を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員とする。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、区職員のうちから必要な職員を置くことができ、本部長が任命する。

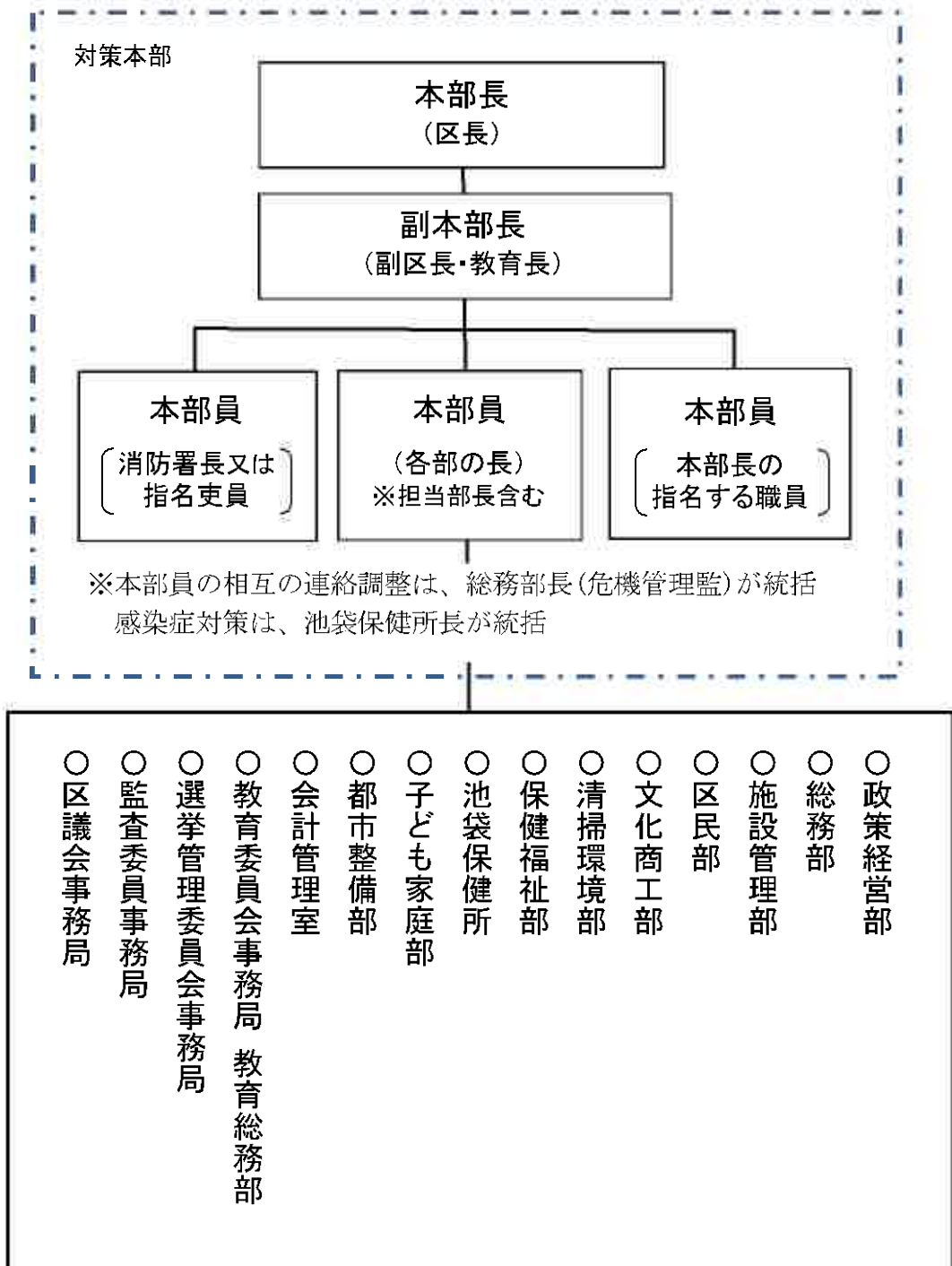
②部

- ・本部に部を置く。(分掌は、(4)区対策本部各部の分掌事務P.18～19のとおり)

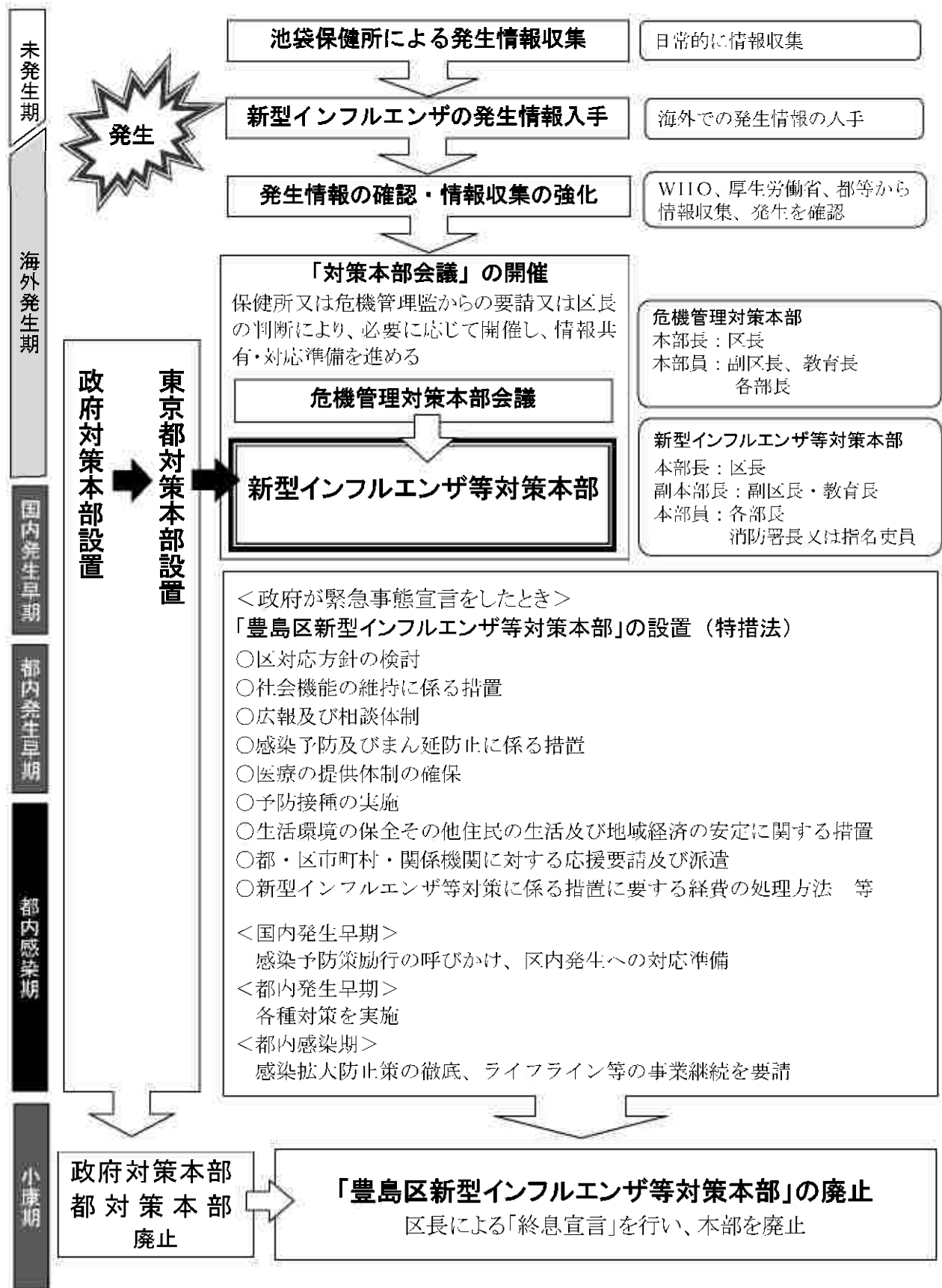
③区対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

【資料2-1】区対策本部の構成



【資料2-2】新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



(4) 区対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌
政策経営部	① 情報提供及び報道機関の対応に関する事 ② 情報システムの維持に関する事 ③ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 ④ セーフコミュニティ推進に関する事
総務部	① 本部に関する事 ② 職員の感染予防及び業務継続体制の確保に関する事 ③ 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 ④ 住民接種の実施に関する事 ⑤ 公共交通機関及びライフライン事業者との連絡調整に関する事 ⑥ 国、都、他自治体等との連携に関する事 ⑦ 情報の収集及び提供に関する事 ⑧ 新型インフルエンザ等生活相談センターに関する事 ⑨ 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関する事 ⑩ 区民の安全・安心に関する事 ⑪ 遺体の処理に関する事 ⑫ 庁舎内の感染防止対策に関する事 ⑬ 庁舎の入庁管理に関する事 ⑭ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
施設管理部	① 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
区民部	① 外国人への支援に関する事 ② 食糧及び生活必需品の安定供給等に関する事 ③ 所管施設の業務休止及び閉所に関する事 ④ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
文化商工部	① 私立専修学校等の感染予防に関する事 ② 食糧及び生活必需品の安定供給等に関する事 ③ 所管施設の業務休止及び閉所に関する事 ④ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 ⑤ 事業者への情報提供に関する事 ⑥ 臨時遺体収容所に関する事
清掃環境部	① ごみの排出抑制及び資源の使用抑制に関する事 ② 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
保健福祉部	① 社会福祉施設等の感染防止対策に関する事 ② 高齢者、障害者等の支援に関する事 ③ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事

池袋保健所	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 ② 感染予防等の啓発・広報に関すること。 ③ 区民、医療機関等からの相談に関すること。 ④ 医療機関等との連携に関すること。 ⑤ 新型インフルエンザ相談センターの開設に関すること。 ⑥ 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関すること。 ⑦ 感染症法（積極的疫学調査等）に関すること。 ⑧ 外来医療、入院医療等の医療体制に関すること。 ⑨ 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品に関すること。 ⑩ 住民接種に関すること。 ⑪ 国、都、他自治体等との連携に関すること。 ⑫ 患者移送に関すること。 ⑬ 遺体の処理、埋葬法関連等に関すること。 ⑭ 上下水道に関すること。 ⑮ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
子ども 家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設の感染防止対策に関すること。 ② 所管施設の業務休止及び閉所に関すること。 ③ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ① 区営住宅等の維持管理に関すること。 ② 遺体の埋葬地の確保に関すること。 ③ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> ① 支出負担行為等に関すること。 ② 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
教育委員会 事務局 教育総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 区立学校等の感染防止対策に関すること。 ② 住民接種に関すること。 ③ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
選挙管理 委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
監査委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」とともに、「区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限に抑える」ため、以下の基本8項目及び緊急事態宣言時における措置について、具体的な対策を定める。

- 1 サーベイランス・情報収集
- 2 情報提供・共有
- 3 区民相談
- 4 感染拡大防止
- 5 予防接種
- 6 医療
- 7 区民生活及び経済活動の安定の確保
- 8 都市機能の維持
- 9 緊急事態宣言時の措置

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。サーベイランスとは、これら一連の活動であり、新型インフルエンザ等の発生段階を決定し、対策を立案する重要な指標となる。(P.22 概念図参照)

区は、都よりあらかじめ示された新型インフルエンザ等発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期を把握し、都へ報告する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

○サーベイランスの実施と情報収集

平常時から都と連携してインフルエンザ等に関する各種サーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等が発生した際に、区の平常時のデータと比較するとともに、新型インフルエンザ等の流行規模や病原性等、国や都からの情報収集に努める。

<感染症サーベイランスの種類>

①インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

区は、インフルエンザ定点医療機関からの報告を都感染症情報センターにあげるとともに、報告内容、患者数の推移を解析して、区施設の閉鎖・地域医療体制の維持等の検討を行う。なお、季節性インフルエンザにおいては、定点医療機関当たりの患者報告数が10人/週を超えた場合に「インフルエンザ流行注意報」を、30人/週を超えた場合に「インフルエンザ流行警報」が出されている（都感染症情報センターの基準）。

②ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

区は病原体定点医療機関（都立大塚病院）から都に送付された検体について、ウイルス型別や薬剤耐性検査結果を把握するとともに、必要に応じて疫学調査を行う。

③東京感染症アラート

鳥インフルエンザ等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療情報提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、区内医療機関において、上記鳥インフルエンザ等の感染が疑われる患者の診療の報告を受ける。検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施し、亜型等を決定する。検査結果については、速やかに関係機関への還元を行い、対策の基礎データとする。

④インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設等）

学校、幼稚園及び保育園におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握し、都へ報告し、発生段階の決定や対策の基礎データとする。

⑤インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

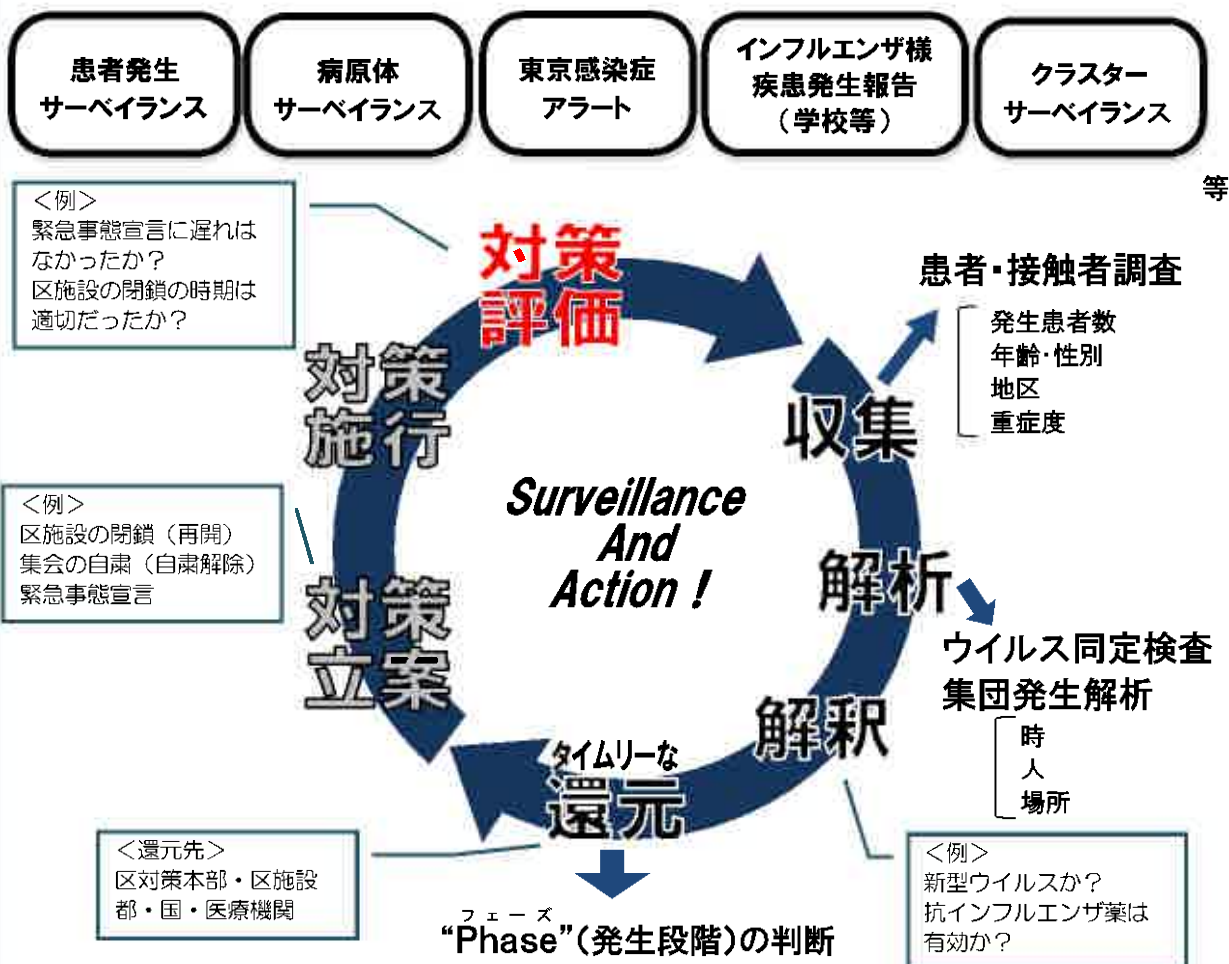
都や基幹定点医療機関（都立大塚病院）と連携し、重症患者の検体検査、疫学調査を実施することにより、医療情報を的確に入手し、対策の基礎データとする。

⑥クラスター（集団発生）サーベイランス

前記④の集団発生報告時に、都や学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）等を目安として中止する。集団発生の原因となったウイルスの亜型等を決定する。

また、小康期においても第二波に備えて実施する。

【資料3-1】 サーベイランスによる対策立案・評価の概念図



“サーベイランスデータを活用して、新型インフルエンザ対策の輪を回そう！”

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。(リスク・コミュニケーション)

(1) 情報提供手段の確保

区民については、外国人、高齢者、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 区民・事業者

① 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要である。これにより、「区民一人ひとりの感染予防策が地域全体の感染拡大防止を可能にする」との認識を共有する。

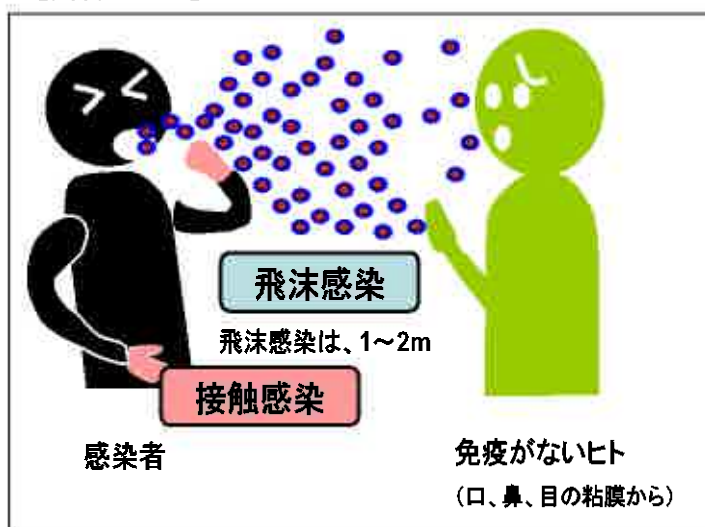
また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には、誰もがかり患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染^{注3}」と「接触感染^{注4}」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。

【資料3-2】



注3 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

注4 接触感染

皮膚や粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

②発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内・区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府が特措法第32条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に応じた知事コメントの発表を受け、予防策の徹底などを呼び掛ける。

外国人、高齢者、障害者などに対しては、発生段階に応じて、適切な情報提供をする。

【資料3-3】発生段階別知事コメント

発生段階等	知事コメント	コメントの主な内容（例示）
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	発生国への渡航者、帰国者への注意喚起 都民への感染予防策の励行等の呼び掛け
国内発生早期 (都内では未発生)	(必要に応じて)	(国内発生、感染予防策の励行)
都内発生早期 (都内での発生が確認された時期)	発生宣言	感染予防策の励行等の呼び掛け
都内感染期 (都内で複数の感染者の小集団が見られる時期)	流行警戒宣言	感染予防策の徹底、不要不急の外出や 催物等の自粛の呼び掛け
国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	特措法第45条に基づく催物や施設の使用制限など感染拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	流行の終息と社会活動の再開

(出典：都行動計画)

③情報管理の一元化

区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「豊島区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。

また、区全体の対応を分かり易くするため、豊島区ホームページに本部報を掲載し、情報を提供する。

④患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

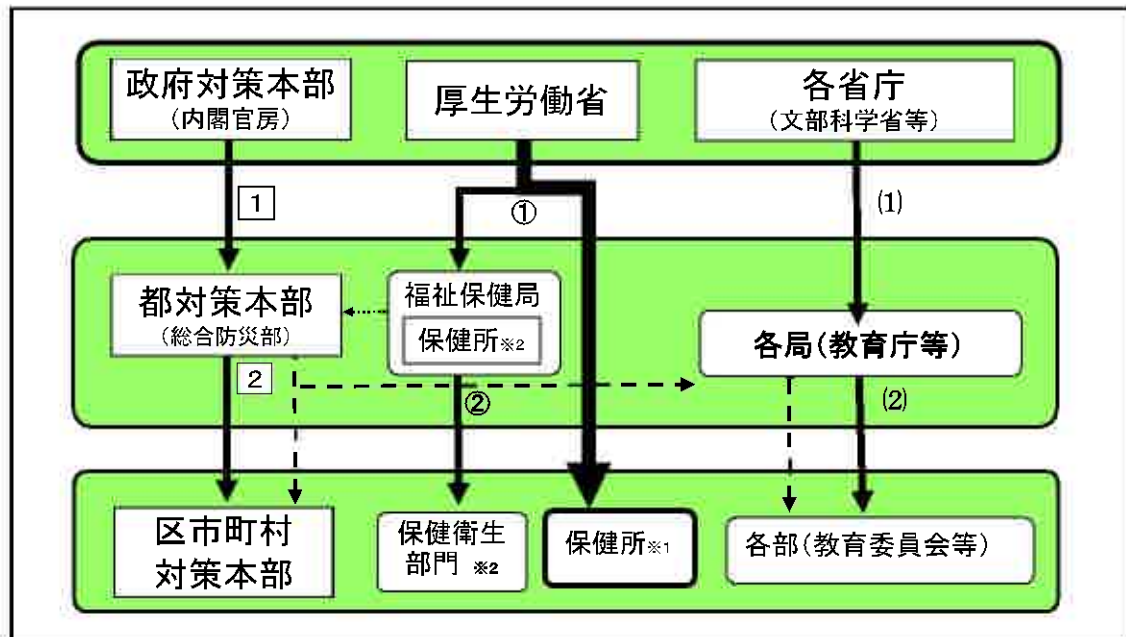
(3) 区

区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国、都の情報を区民に正確に伝えることが重要で

あり、これらの情報を迅速に区民へ提供する。

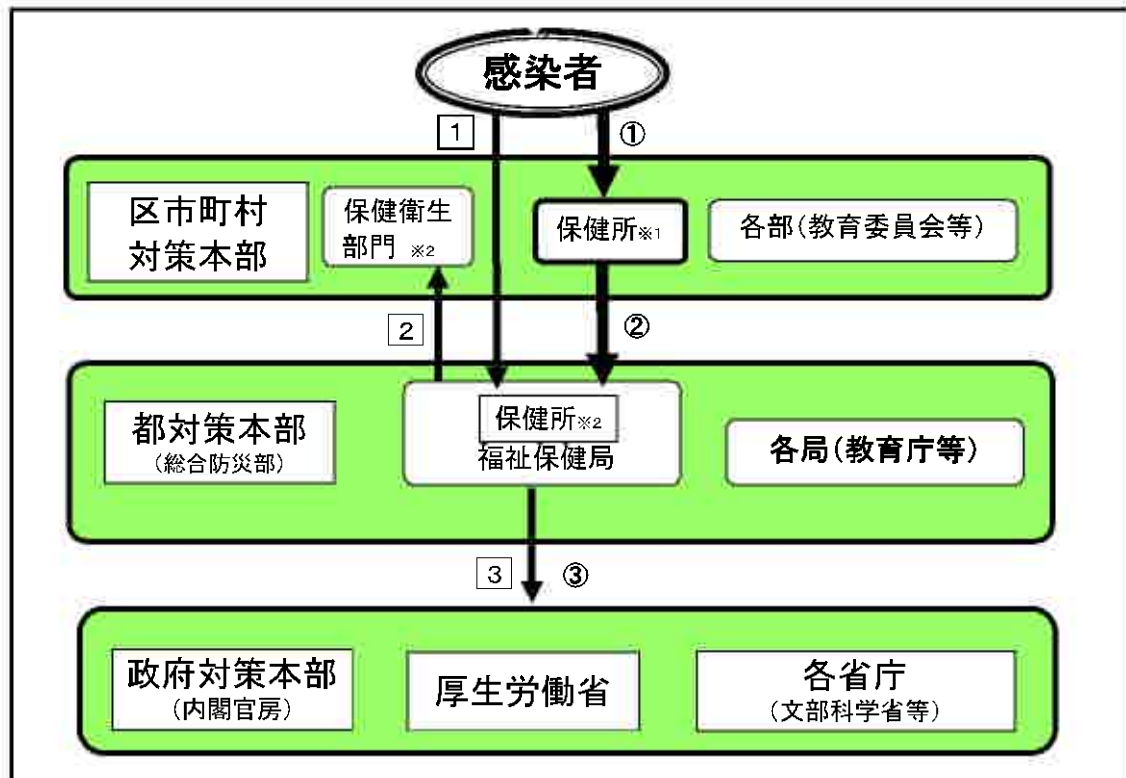
そして、迅速かつ遺漏なく情報提供するため、関係各部がそれぞれ都各局の担当部門に平常時と同様のルートで情報共有を行う。特に重要な情報については、複数ルートで情報提供を行う。このため、関係各部は都から通知された文書を庁内LAN（職員ポータル）に掲載するとともに、都対策本部から区へ通知された文書等についても庁内LAN（職員ポータル）に掲載し、庁内で情報共有を図る。

【資料3-4】新型インフルエンザ等に関する国から区への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
- ※2 ※1以外の市町村
- ①→② 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
-▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

【資料3-5】新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ



①→③ 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ

①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

(4) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会^{注5}等を活用して情報の共有化を図るとともに、感染症指定医療機関^{注6}や感染症診療協力医療機関^{注7}との緊急時情報連絡体制を構築する。

^{注5} 感染症地域医療体制ブロック協議会

新型インフルエンザ等の大流行に際して健康被害を最小限に抑えるため、適切な医療を提供できる体制の整備を促進することを目的に、平成20年度より、都内を10のブロック(区部4ブロック、多摩・島しょ部6ブロック)に分け、各ブロック協議会において地域における新型インフルエンザ等感染症の医療体制確保に向けた検討を行っている。

^{注6} 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症(一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症)の感染症患者の入院医療を行う医療機関
(平成25年8月現在、都内では10医療機関)

^{注7} 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関(必要に応じて1~2日間程度の入院扱いを含む。)
(平成25年8月現在、区内では1医療機関)

(5) 関係機関・事業者等

平常時から、商工団体などの会合に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報提供をするとともに、事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。

発生時には、商工団体などの会合の場やファクシミリ等により発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応及び傘下事業者への周知を依頼する。

3 区民相談

区民相談は新型インフルエンザ等発生時の健康相談と事業者に対する集会の自粛や区の施設の利用制限等のその他の相談に分けられる。

(1) 健康相談（新型インフルエンザ相談センター）

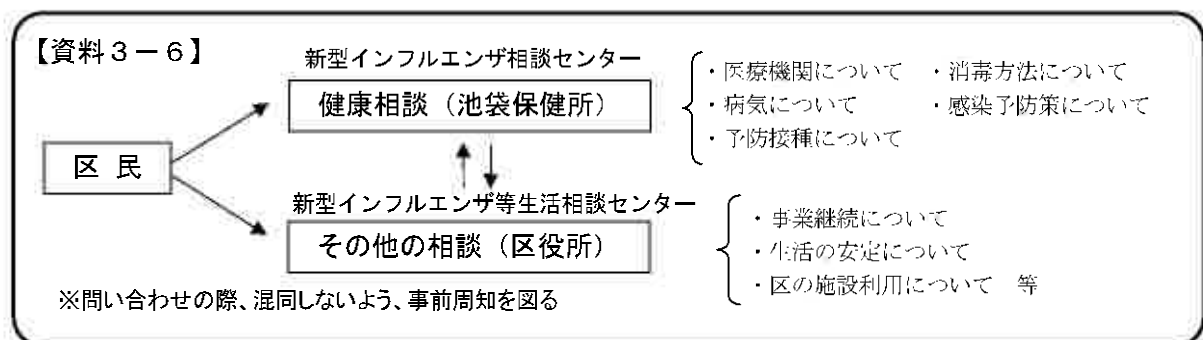
今後、新たに発生する新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター」を池袋保健所に設置する。発生当初は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、開庁時間は池袋保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において保健所が共同で窓口を設置し、24時間対応する。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

(2) その他の相談（新型インフルエンザ等生活相談センター）

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休校をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛等により感染拡大防止への協力を呼び掛ける。緊急事態が宣言された場合は、各区施設の使用制限を実施するとともに、その他の施設管理者に対しても使用制限等を要請する。

区の施設においては、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、各施設の出入口や利用時間の制限、施設の休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会等について、実施方法の変更や延期、中止する。

これらの問合せへの対応は各主管各部において行うが、区民等が問い合わせをする際の利便性に配慮し、区ホームページにおいて、イベントの開催や施設の利用に関する変更や各種行政サービスに関する新型インフルエンザ等の最新の対応状況を随時更新するとともに、複数の問い合わせに適切に対応できるよう、庁内においても情報共有に努める。あわせて区の対応に係る専用相談窓口（保健所の所管に関する事項を除く）を開設する。こうした情報については、ホームページだけでなく、各施設における掲示など、あらゆる手段を活用して周知徹底を図る。更に、各部に寄せられた区民等からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。



4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休校、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催するイベント等における感染予防策を率先して実施するとともに、区の関連団体にも同様の取り組みを実施するよう、協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都が特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示した場合において適切に対応するとともに、必要な対策を講じる。

また、区は、感染症法の規定に基づく対策を実施する。

<都の感染拡大防止策（都行動計画より）>

- 感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）
 - ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
 - ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
 - ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
 - ④事業者へ感染拡大防止策への協力を依頼
- 緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）
 - ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用または催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
 - ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示を行い、公表する。

感染拡大防止対策は、大きく患者対策、濃厚接触者対策、個人対策並びに地域対策の3つに分かれる。また、海外での発生を想定した水際対策を加えて、4項目に整理して対応する。

(1) 水際対策

平常時には、羽田空港、東京港等において検疫を実施している。

発生時には、国が検疫の集約化・強化を行う。これは、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合には、防疫措置、疫学調査、隔離停留措置を実施し、感染者の濃厚接触者には停留措置を行うものである。また、発生国からの帰国者や渡航者に対し、保健所は国の方針に基づき、該当者の健康監視を行う。

(2) 患者対策

患者対策の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。保健所は、感染症法の規定に基づく発生届受理、入院勧告、就業制限の通知、疫学調査、患者移送、汚染された場所の消毒、感染拡大防止のための保健指導等を行う。

また、必要と考える調査等を任意の協力を求める形で実施する場合もある。

(3) 濃厚接触者対策

新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法の規定「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。患者と同居する家族等）は、既に感染している可能性があるため、潜伏期間中は、必要に応じて濃厚接触者に感染症対策を実施する。これは、感染症法の規定に基づく疫学調査、健康観察、外出自粛の要請、保健指導等を行うものである。また、必要と考える措置を任意の協力を求める形で実施する場合もある。その他、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

(4) 個人対策並びに地域対策**①個人対策**

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生時には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

②学校における対応**ア. 区立学校等**

発生時には、都の都立学校における対応を踏まえ、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又は患っていると診断された幼児・児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への移送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、幼児・児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、幼児・児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

更に、感染が拡大し流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての区立学校等の閉鎖について検討する。

イ. 私立学校

都は、各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

また、患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがあ

る場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。

更に、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、臨時休業の検討について要請する。

区は、都の対応を踏まえ、感染拡大防止の注意喚起を行うなど、適切に必要な対策を講じる。

ウ. 施設の使用及び催物の開催制限等

a. 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、都等と連携して、あらかじめ区民や事業者へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都知事より施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を行い、理解と協力を求める。

b. 区の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。更に、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、区の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

【資料3-7】区の休止事業等（例示）

区分	主な休止事業等（所管部局）
閉鎖する施設	<ul style="list-style-type: none"> ○保健施設（長崎健康相談所、AIDS知ろう館、子ども事故予防センター、豊島健康診査センター） ○福祉施設（心身障害者福祉センター、福祉作業所、生活実習所、障害者就労支援センター、高齢者在宅サービスセンター） ○子ども関連施設（子ども家庭支援センター、児童館、子どもスキップ、ジャンプ） ○区民施設（男女平等推進センター、区民活動センター、区民センター、勤労福祉会館、生活産業プラザ、消費生活センター） ○区民集会室、区民ひろば、図書館、文化・観光施設、スポーツ施設 等
休止するイベント等	<ul style="list-style-type: none"> ○文化行事等（文化商工部等） ○イベント等（各部）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○都市交流事業（文化商工部） ○統計調査・税務調査等、不特定多数を訪問する調査（区民部、保健所等）

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

プレパデミックワクチンは新型インフルエンザ等が発生する前の段階でパンデミックを引き起こす可能性のある鳥インフルエンザウイルスを基に製造される。

パンデミックワクチンは発生した新型インフルエンザウイルスを基に製造され、製造までに時間（6か月程度）がかかる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

区は平素より、ワクチンが配付された場合の保管や接種場所、接種者について計画を立てておく。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる区職員等

区対策本部員、区議会議員、疫学調査等従事職員、事業継続にあたる職員が対象となり得る。

総務部にて接種医及び看護師の手配を行い、副反応について相談を受けるスタッフの配置も行う。

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、区は必要な協力を行う。また、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる区職員等については、区が集団的接種により接種を実施することとなる。

区の特定接種は、健康プラザとしま等にて、産業医と区医師会の協力を得て行う。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、臨時接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、新臨時接種を行うこととなる。(P.35 資料3-8参照)

区は、国や都の協力を得ながら、全区民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。

① 接種対象者

- ・住民接種は、全区民を対象とする（在留外国人を含む）。接種に関する住民への周知方法の検討と広報を行う。
- ・区が接種する対象者は、豊島区の区域内に居住する者を原則とする。
- ・区内医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等に対しても、接種を実施する場合が考えられる。
- ・住民接種の接種順位は、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報をふまえ、政府対策本部において決定される。区はこの優先順位に従い、実施する。

② 接種体制の構築

- ・住民接種については、区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。
- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保を行う。
- ・接種の実施会場の確保を行うために、学校の体育館等で接種を行うように、関係各所と調整を行う。
- ・接種に要する器具等の確保を行う。

③ 広報・相談

- ・「新型インフルエンザ相談センター」において、予防接種についての相談に対応する。その際、必要に応じて、薬剤師会等と連携して適切な相談体制を構築する。
- ・接種の目的、優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性等、臨時接種と新臨時接種の位置づけについて、分かりやすく伝えることに努める。

④ 健康被害救済

- ・接種対象者が予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、法に基づく救済措置が行われる。

なお、国及び都とともに、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して協力を依頼する。

また、住民接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、国及び都に対し、物資の確保その他の必要な協力を求める。

【資料3-8】住民接種の体制

区 分	パンデミックワクチン	
事 象	緊急事態宣言が行われている 場合	緊急事態宣言が行われていない 場合
対象者	全区民	
名 称	臨時接種	新臨時接種
特措法上の 位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	なし
予防接種法上の 位置づけ	第6条第1項	第6条第3項
接種の努力義務	あり	なし
自己負担	なし	あり
副反応に対する 救済措置	あり	
実施主体・方法	区・原則として集団的接種	

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的にまん延し、かつ区民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、多くの区民が感染したときに、医療の破綻を回避し、地域の医療提供体制を維持することが、区民の生命及び健康を保護し、社会・経済活動への影響を最小限に抑えることにつながる。

(2) 医療提供体制

① 未発生期

未発生期においては、新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限に抑えるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、施設等）を、効果的・効率的に活用する体制を事前に計画し、整備を進めておく必要がある。そのためには、あらかじめ、新型インフルエンザ等発生後の入院可能病床数や感染時の医療従事者の確保など医療資源を把握するとともに、透析医療、産科医療など常に必要とされる医療を継続する者のためにインフルエンザ等患者の初診診療をおこなわない医療機関を設定するなどの準備が必要となる。

また、地域医療体制の整備にあたっては、協力する医療機関や医療従事者の院内感染予防策のための個人防護具や抗インフルエンザ薬等の支援策を検討するとともに、必要となる医療資器材を想定し、区が備蓄する必要がある。

こうしたことに加えて、新型インフルエンザ等発生時の医療体制の迅速な構築のために、日頃から職員や医療従事者向けの研修や訓練を実施することも重要である。

② 海外発生期から都内発生早期

海外発生期から都内発生早期においては、感染拡大を抑制する対策が最も有効である。新型インフルエンザ等にり患した者（疑似症を含む。）は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関で入院治療を行う。

外来診療、入院治療を限定された医療機関で行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備期間にもなる。

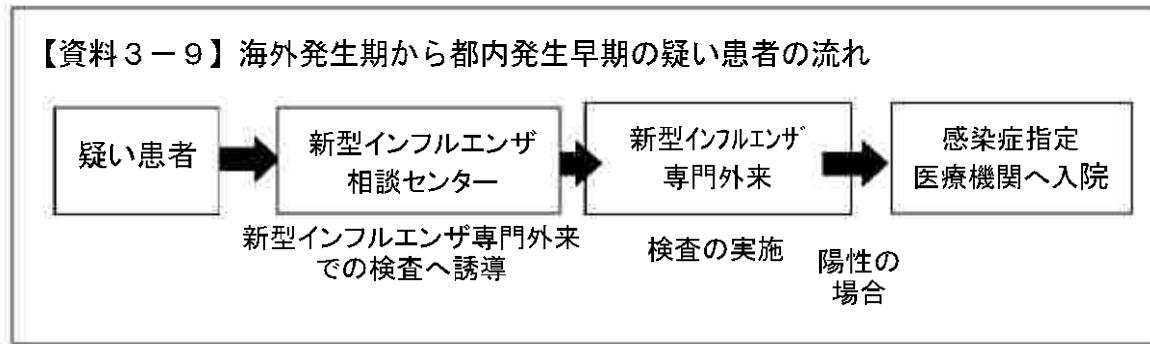
また、区では、池袋保健所に「新型インフルエンザ相談センター」を置き、新型インフルエンザ等発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で、発熱や呼吸器症状等を有する者は、電話で「新型インフルエンザ相談センター」に相談するよう広報等で周知を図る。

国から示される症例定義により新型インフルエンザ等が疑われる場合には、「新型インフルエンザ専門外来」を紹介する。また、受診については、公共交通機関の使用を避けるよう促す。

新型インフルエンザ専門外来で採取した患者の検体は、池袋保健所が東京都健康安全研究センターに搬送し、検査を受ける。検査結果は、池袋保健所を通して新型インフルエンザ専門外来に伝えられる。新型インフルエンザ専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

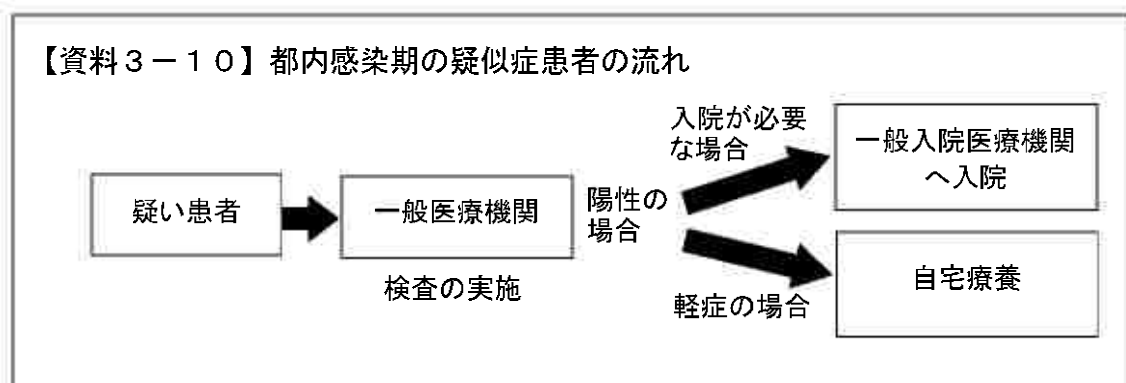
検査の結果、新型インフルエンザ等陽性の場合、保健所は当該患者に、重症度にかかわらず入院勧告を行い感染症指定医療機関へ移送する。

なお、新型インフルエンザ等の患者が、新型インフルエンザ相談センターから案内を受け新型インフルエンザ専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、新型インフルエンザ専門外来に指定されない一般医療機関においても、新型インフルエンザ等が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を業務継続計画の中で検討しておく。



③ 都内感染期

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接一般医療機関へ受診に訪れることとなり、重症で入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。また、軽症者は、在宅療養となるため、在宅療養者を支援できる体制や流行状況に応じた医療機関の役割分担等について医師会・薬剤師会等と協議を進め整備する必要がある。



都内感染期における流行状況に応じた医療体制や対応方法については、区民をはじめ関係機関に周知していく。

(3) 臨時の医療施設等の設置

新型インフルエンザ等の感染拡大により、診療所その他の医療資源が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、都知事は、特措法第48条に基づく、臨時に開設する医療施設を設置することができる。

具体的には、国内発生早期以前に設置個所、設置方法、医師の手配等を医師会等と事前に協議をすすめ、開設を準備する。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等は各地域での流行が約8週間程度続くと言われていたことから、新型インフルエンザ等が発生したときは、多くの国民が罹患し、通常的生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、区、医療機関、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備し、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 安定した生活の維持

①食糧・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、商工会議所等と協働し、関係事業者の事業継続を支援する。

社会機能が低下する中で不足が予想される食糧・生活必需品について、国・都が製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請するとともに、食糧・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、区民に消費者としての適切な行動をとるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

②高齢者・障害者等（要配慮者）への支援

特養ホームをはじめとする高齢者入所施設の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、施設外部者との接触制限等を行い、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、高齢者・障害者等の生活支援要配慮者（以下「要配慮者」という。）が、外出を自粛する間の食料・生活必需品の調達が確保できるよう、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力を要請する。

○新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者とする。

【インフルエンザ等対策における「要配慮者」の例示】

- a. 一人暮らし等で介護ヘルパーの介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b. 障害者のうち、一人暮らし等で介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c. 障害者又は高齢者のうち、一人暮らし等で支援がなければ区等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者（ただし、要配慮者として認められる事情を有する者）

③ごみの排出抑制

ごみや資源について、平常時と同様の収集・処理が困難な場合は、区民及び事業者には排出を抑制するよう協力を求めるとともに、収集の一部変更・休止等の措置を講じる。

④行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かり易く周知するとともに、条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に努めながら以下の対応をする。

①遺体からの感染防止と火葬場での通常稼働要請

ウイルスの拡散を防止し、遺体の長期保管を可能にするため遺体収納袋等を活用するとともに、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、新型インフルエンザ等を用いた対応により遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

②葬儀の自粛

感染状況に応じて、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、区民や葬祭業者の理解を得るよう努める。

③埋火葬許可証の迅速な発行

「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法により「死亡診断書」での迅速な埋火葬を実施する。

④死亡者が急増した場合の臨時遺体収容所の確保

一時的に死亡者が急増した場合、遺体からの感染予防策を実施するとともに、地域防災計画で予定している場所等を臨時遺体収容所とする。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、臨時相談窓口を設置する。

更に、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

8 都市機能の維持

セーフコミュニティ国際認証都市として、区は、地域の力による感染症に強いまちづくりに努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を100%維持することは困難になるが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中することが重要である。

また、公共交通機能の確保とともに、警察・消防機能を維持することにより、区民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

(1) ライフライン機能の維持

都が運営する上下水道、地下鉄・バスなどライフライン機能は、都民生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っているため、その機能の維持につき、都をはじめ各事業者に対して要請する。

(2) 区民の安全・安心の確保

区民の暮らしの安全・安心を守る要となる警察・消防機能を維持するため、これらの職員の感染予防策を徹底につき、必要な支援・協力を行う。

更に、警視庁及び東京消防庁等とともに、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。

(3) 区政機能の維持

①業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も発生し、最大4割と想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際しての「緊急対応業務」と通常業務に整理する。

通常業務の区分は、区民の生命を守り区民生活を維持するために、決して中断することができない「継続業務」と新型インフルエンザ等発生時に休止（延期）する「休止業務」とする。

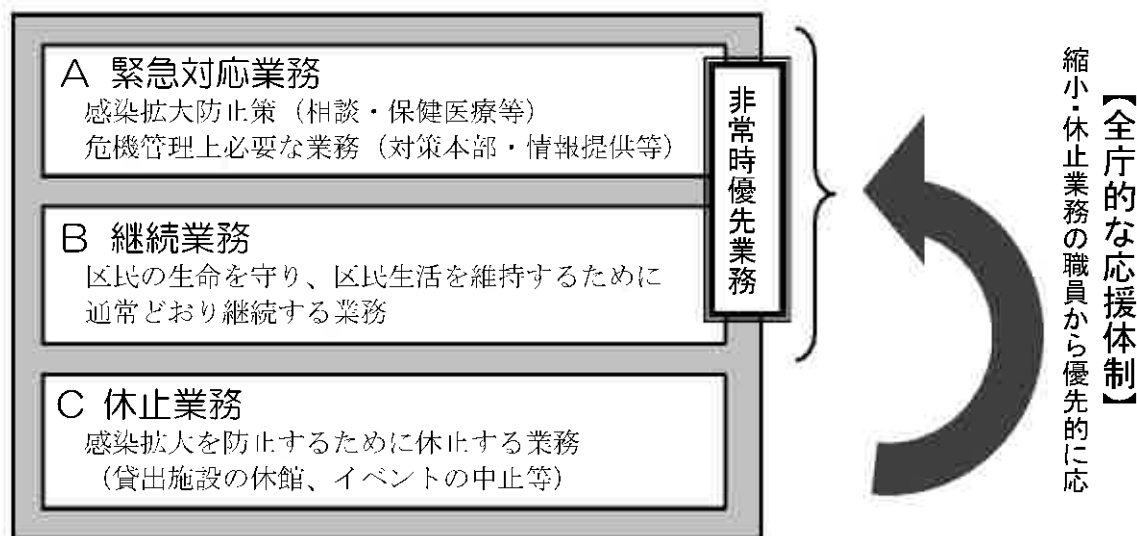
各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、流行状況、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

②各部の事業継続と応援体制

各部は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、豊島区業務継続計画（新型インフルエンザ編）を改定し、各業務の優先順位を決定し、業務を継続する。ここにおいて、非常時優先業務（緊急対応業務及び継続業務）については、休止した業務に従事していた職員を応援職員として再配置することにより、全庁的な応援体制により対応する。

また、池袋保健所においては、新型インフルエンザ等発生時のより詳細な対応策を取りまとめた「豊島区新型インフルエンザ対策マニュアル」により、新型インフルエンザ等対策に際し、迅速的確な対応を図る。

【資料3-11】業務の整理と応援体制



* ウイルスの病原性等や職員の出勤率に応じ、弾力的・機動的に実施

<業務区分>

業務名		業務内容
緊急対応業務		新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、新規に発生した業務であり、平常時は行っていない業務
通常業務	継続業務	通常どおり 新型インフルエンザ等発生時に、区民の生命を守り、区民生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務 （応援体制を組んで継続する業務）
		縮小・変更 縮小又は取扱方法を変更して継続する業務
	休止業務	区内まん延期（都内感染期） 休止 区内まん延期には休止（延期）する業務
		早期に休止（都内発生早期） まん延期以前から休止（延期）する業務
		積極的休止（国内発生早期） 感染拡大を防止するためには人が集まる機会を減らすことが有効であるため、まん延期以前から積極的に休止することが適切な業務

③区の庁舎における感染予防策

新型インフルエンザ等発生時においても、区の基盤としての庁舎機能を維持する必要がある。そのためにも、庁舎内における感染予防の指針を定め、あらゆる感染予防・感染拡大防止策を図る。

【資料3-12】区庁舎内での感染予防等

事項	実施方法等
区職員向け	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ○清掃・消毒の励行、消毒液の設置 ○ふた付きの専用ゴミ箱(職員用)を各課に設置 ○自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計又はサーモグラフィーで検温 ○発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底 ○各課に感染予防策責任者をおき、課内の対策を実施するとともに、必要に応じて保健所の支援を受ける
来庁者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の来庁の自粛要請 ○来庁者出入口の制限 ○庁舎内の使用設備の利用制限(エレベーター等) ○受付窓口の制限 ○来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請(来庁者へのマスクの配布) ○廊下等のゴミ箱撤去、1階の喫煙所閉鎖 ○飛沫感染防止用カウンターを設置
各種届出・申請等	○電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	○緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
庁舎内従事業者への対応	○庁舎内売店や区庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、区職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請

④職員の健康管理

区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取り組みを通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

(4) 地域の力による感染症に強いまちづくり

区民一人ひとりが感染症予防策に努めることにより地域全体の感染拡大防止が可能となるよう、予防教育・情報提供を未発生期から継続して行う。また、感染者・患者への偏見・差別を防止し、地域の絆を保ちながら区民の暮らしの安全・安心が守れるよう努める。

9 緊急事態宣言時の措置

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言^{注8}を行ったときは、国の基本的対処方針^{注9}、都行動計画及び本行動計画に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

新型インフルエンザ等の感染拡大等により、区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、都に対し、特措法第38条に基づく事務の代行を要請する。

また、区の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要がある場合は、都に対し、特措法第40条に基づく応援を要請する。

加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の区市町村に対する応援の要求に関する規定の活用を検討する。

なお、政府が都内を対象とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

^{注8} 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

^{注9} 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

区施設の使用制限及び区事業・催物の制限等について検討を行う。

また、特措法第45条に基づく、都知事による不要不急の外出自粛要請や多数の者が集まる施設を管理する者又は催物を開催する者に対する使用制限の要請等があった場合には、直ちに区民及び事業者等へ周知を図る。区の施設及び催物等事業に関する制限の要請があった場合は直ちに必要な措置を講じる。

(1) 区民

緊急事態宣言時における都知事による施設使用制限に関する要請・指示について、初期の段階より周知を行う。マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の徹底を周知するとともに、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 学校

学校医や保健所と連携のもと、感染拡大防止に努めるとともに、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業などの対策を講じる。なお休校等、都からの要請があった場合は、直ちに必要な措置を講じる。

私立学校においては、感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置について検討を要請する。

(3) 区施設及び事業への影響等

区民や事業者に対し、緊急事態宣言時における都知事による施設使用制限に関する要請・指示について、初期の段階より周知を行う。

休止する催物や利用制限をする施設等について、広く周知する。

行政手続では郵便を活用する等、対面機会を極力回避するとともに、申請窓口においても、窓口対応時における感染回避のため、必要な措置を行う。

また、区の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

2 予防接種

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、臨時の予防接種（臨時接種）を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

区は、都及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。

なお、指定（地方）公共機関より、新型インフルエンザ等対策を実施するための応援を求められたときは、必要な応援を行うこととする。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、必要に応じて、それぞれ消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画の定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することへの理解と協力を呼び掛ける。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を、対策本部で共有し、必要な対策を講じる。

更に、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(5) 物資及び資材の供給の要請等

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、区が備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難である場合には、都に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請する。

(6) 要配慮者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、移送、死亡時の対応等を行うよう努める。

(7) 埋葬・火葬の特例等

火葬場の事業者に対し、可能な限り火葬炉の稼働に関する要請などに努めるものとする。

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。

更に、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認められるときは、特措法第56条第3項に基づき、都から区に対し通知がなされた場合には、埋葬及び火葬の実施に関する事務の一部を行う。

(8) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のう

ち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(9) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の事業者の経営の安定に必要であると考えられる場合に、特別な融資などの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

セーフコミュニティ国際認証都市として、緊急事態宣言時においても、区民一人ひとりが感染予防対策に努めるとともに、区は、感染者・患者を偏見・差別から守り、地域の絆を保ちながら、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、地域住民と連携して防犯・防災に努める。

また、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、警察と連携を取り、犯罪情報の集約に努めるとともに、悪質な事犯に対する被害予防の取り組みを強化する。

第4章 基本項目の各段階における 具体的対策

新型インフルエンザ等対策に関する具体的かつより詳細な対策を展開していくために、8つの基本項目について未発生期から小康期までの6つの発生段階別に対策を記載する。

基本項目

1. サーベイランス・情報収集
2. 情報提供・共有
3. 区民相談
4. 感染拡大防止
5. 予防接種
6. 医療
7. 区民生活及び経済活動の安定の確保
8. 都市機能の維持



発生段階

- i. 未発生期
- ii. 海外発生期
- iii. 国内発生早期
- iv. 都内発生早期
- v. 都内感染期
- vi. 小康期

1 サーベイランス・情報収集

- 疑い例発生状況、患者発生状況、重症度、死亡者数、感染拡大状況、入院患者数、患者の性別・年齢等を把握するサーベイランス（感染症発生の監視）を発生段階ごとに実施し、情報収集する。

発生段階	対 策 等
未発生期	<p>新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法及び実施時期を都にあらかじめ確認しておく。</p> <p>(1) 平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス 平常時から、以下のサーベイランスを実施する。（池袋保健所） ※各サーベイランスの内容は P. 21 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ①サーベイランスの実施と情報収集 ②インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス） ③ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス） ④東京感染症アラート ⑤インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設等） ⑥インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス） ⑦クラスター（集団発生）サーベイランス <p>(2) 臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東京感染症アラートによる全数ウイルス検査 都と連携して、未発生期から都内発生早期に、鳥インフルエンザ等の東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。（池袋保健所）
海外発生期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。</p> <p>また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。</p> <p>このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は都と連携して臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。（池袋保健所）</p> <p>(1) クラスターサーベイランス 東京感染症アラートに基づき、都と連携して、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査する</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">海外発生期</p>	<p>とともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施する。</p> <p>(2) 海外の発生事例の情報収集</p> <p>WHOホームページ、FORTH（海外渡航者のための感染症情報：厚生労働省検疫所）、その他信頼性の高い情報源からの収集に努める。</p> <p>都がアジア感染症対策プロジェクトにより構築したアジア各都市のネットワークを活用し、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析したものを、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、新型インフルエンザ等の情報を迅速・効率的に共有する。（池袋保健所）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内発生早期</p>	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。</p> <p>また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育園や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。</p> <p>このため、都と連携して、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き臨時的にサーベイランスを強化する。（池袋保健所）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都内発生早期</p>	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。</p> <p>また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育園や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。</p> <p>このため、都と連携して、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き臨時的にサーベイランスを強化する。（池袋保健所）</p>

<p style="text-align: center;">都 内 感 染 期</p>	<p>患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。（池袋保健所）</p> <p>(1) 東京感染症アラートによる全数検査の中止 地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。</p> <p>(2) クラスター（集団発生）サーベイランスの中止 地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）等を目安として）時点で、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。</p> <p>(3) 重症化リスクの把握 都と連携して、入院サーベイランスにより、重症化パターンの概要を把握し、治療に役立てる。</p>
<p style="text-align: center;">小 康 期</p>	<p>平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。</p> <p>(1) クラスターサーベイランス 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行（1.0人／定点医療機関）等を目安として、都と連携し、クラスターサーベイランスを実施する。（池袋保健所）</p>

2 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図るため、患者の人権を尊重しつつ、各発生段階に対応した適切な情報の提供及び共有を行う。

発生段階	対 策 等
未 発 生 期	<p>(1) 区民等への情報提供</p> <p>区民一人ひとりの感染予防策が地域の感染拡大防止を可能にする、との認識を区民が持つように情報提供する。</p> <p>また感染者・患者の気持ちや立場を理解し、偏見や差別のないよう、広報等を通じて区民を啓発する。</p> <p>新型インフルエンザ等についての正しい知識及びサーベイランス情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に地域での感染予防策が住民により円滑に実施されるよう、普及啓発を行う。</p> <p>①個人レベルの感染症予防策の普及</p> <p>新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（池袋保健所）</p> <p>②感染予防策の普及啓発の媒体</p> <p>新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、区のホームページをはじめとする広報媒体のほか、都やメディアの協力を得て、新型インフルエンザ等の基本的知識等の感染予防策について、普及啓発を行う。 （政策経営部・総務部・池袋保健所）</p> <p>③事業者に対する情報提供</p> <p>事業者に対し、商工会議所等により、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。（総務部、文化商工部、池袋保健所）</p> <p>④政府が緊急事態を宣言した場合の都への協力</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時は、区が区民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合は都に協力して、必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。（総務部）</p> <p>⑤海外渡航者への情報提供</p> <p>海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。</p>

未 発 生 期	<p style="text-align: center;">(政策経営部・総務部・区民部・文化商工部・池袋保健所)</p> <p>⑥外国人、高齢者、障害者などへの情報提供</p> <p>外国人、高齢者、障害者など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、区の広報媒体、メディアの活用について事前に検討し、広報手段を整備する。</p> <p>特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、区民への重要な情報については、事前に検討しておく。</p> <p style="text-align: center;">(政策経営部・総務部・区民部・保健福祉部・池袋保健所)</p> <p>(2) 関係機関等への情報提供</p> <p>指定地方公共機関、三師会(※)、医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。</p> <p>また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。</p> <p>(※) 三師会…医師会・歯科医師会・薬剤師会を示す</p> <p>①緊急連絡体制の整備等</p> <p>情報共有のために、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。(関係各部)</p> <p>②健康危機管理に関する協議会等の設置等</p> <p>地域の関係機関による健康危機管理に関する協議会等を設置・開催し、情報連絡体制を整備する。</p> <p>また、サーベイランスなど、平常時から連携して新型インフルエンザ等に係る業務を行う。(池袋保健所)</p> <p>③教育委員会との対応方針の共有化</p> <p>教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所と連携して、対応方針の共有化を図る。(教育総務部)</p> <p>学校等は集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい特性があることから、区は、発生前から、保健所や教育委員会と連携して、児童生徒等に対し、厚生労働省や文部科学省、都からの感染症や公衆衛生について情報を提供し、丁寧に指導していく。</p> <p style="text-align: right;">(総務部・池袋保健所・教育総務部)</p>
海 外 発 生 期	<p>(1) 区民及び事業者への情報提供</p> <p>新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。</p> <p>①区対策本部の設置</p> <p>政府対策本部の設置後、速やかに、区対策本部を設置し、新型インフルエ</p>

海 外 発 生 期	<p>ンザ等の発生並びに発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。</p> <p>個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。</p> <p>また、発生状況などWHOや国の最新情報を、区のホームページなどの広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、区民や事業者へ情報提供し、発生地への渡航者や帰国者に注意喚起を行う。</p> <p style="text-align: right;">（政策経営部・総務部・池袋保健所・関係各部）</p> <p>②事業者に対する情報提供</p> <p>商工会議所等を通じ、メール・ファクシミリ等により、事業者に対して発生国への渡航の注意喚起を行う。</p> <p>また、区が事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、政府が緊急事態を宣言した場合、都より必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求める。</p> <p style="text-align: right;">（総務部・文化商工部・池袋保健所）</p> <p>③外国人に対する情報提供</p> <p>外国人に対しては、区民部が通訳ボランティア等の協力を得て、わかりやすい日本語による情報提供をする。（政策経営部・区民部・池袋保健所）</p> <p>④高齢者や障害者等に対する情報提供</p> <p>高齢者や障害者等に対しては、関係機関等と連携して、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">（政策経営部・総務部・保健福祉部・池袋保健所）</p> <p>⑤情報の一元管理</p> <p>区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「豊島区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。</p> <p>また、区全体の対応を分かり易くするため、豊島区ホームページに本部報を掲載し、情報を提供する。</p> <p style="text-align: right;">（政策経営部・総務部・池袋保健所・関係各部）</p> <p>(2) 関係機関への情報提供</p> <p>都と連携して指定地方公共機関、三師会、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。</p> <p style="text-align: right;">（総務部・池袋保健所）</p> <p>①最新情報の提供及び発生後の対応策の協力要請</p> <p>関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。</p>
-----------------------	---

国 内 発 生 早 期	<p>(1) 区民及び事業者への情報提供</p> <p>他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。</p> <p>①国内発生早期へ移行の対策の周知</p> <p>国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。</p> <p>また、発生状況など国や都の最新情報を、区の広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、区民に情報提供する。</p> <p style="text-align: right;">(政策経営部・総務部・区民部・保健福祉部・池袋保健所)</p> <p>②事業者へ対応準備の依頼</p> <p>事業者に対して、商工会議所等を通じて、メール・ファクシミリ等により、都内で発生した場合の対応準備を依頼する。</p> <p style="text-align: right;">(総務部・文化商工部・池袋保健所)</p> <p>③外国人への情報提供</p> <p>外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を得て、わかりやすい日本語による情報提供をする。(政策経営部・区民部・池袋保健所)</p> <p>④高齢者や障害者等への情報提供</p> <p>高齢者や障害者等に対しては、関係機関等と連携し、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">(政策経営部・総務部・保健福祉部・池袋保健所)</p> <p>(2) 情報管理の一元化</p> <p>①本部報</p> <p>区の発表を「豊島区新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理し、区全体の対応を分かりやすくするため、豊島区ホームページにも本部報を掲載し、情報を集約する。</p> <p style="text-align: right;">(政策経営部・総務部・池袋保健所・関係各部)</p> <p>②周知状況の確認</p> <p>区は、区相談センターへの問い合わせ内容を分析する等、発表の趣旨や内容が正しく伝わっているかどうかを確認する。(政策経営部・総務部)</p> <p>③意見の反映</p> <p>区は、マスコミの報道内容や、報道について区民、医療機関等から寄せられた意見を、必要に応じて区の対策本部の意思決定の議論に反映させるよう努める。(政策経営部・総務部)</p> <p>(3) 関係機関への情報提供</p> <p>指定地方公共機関、三師会、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。</p> <p style="text-align: right;">(総務部・池袋保健所)</p>
----------------------------	--

国内発生早期	<p>①最新情報の提供及び発生後の対応策の協力要請 関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内発生後の対応策について協力を要請する。</p>
都内発生早期	<p>(1) 区民及び事業者への情報提供 区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。</p> <p>①新型インフルエンザ等発生時の情報提供 区内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を区民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報を区の広報媒体のほか、防災無線や、関係機関、メディア等の協力を得て、回覧板やタウン誌等も利用して、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮する。（政策経営部、総務部、区民部、保健福祉部、池袋保健所） 新型インフルエンザ等発生時の個人情報等の公表範囲は、第3章2（2） ④「患者等の個人情報」の公表範囲を参考に、その都度決定する。</p> <p>②事業者への情報提供等 事業者に対しては、商工会議所等を通じ連絡会の開催や、メール・ファクシミリ等により情報提供を行い、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。 また、政府が緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。 （総務部・文化商工部・池袋保健所）</p> <p>③外国人への情報提供 外国人に対しては、区民部が通訳ボランティア等の協力を得て、わかりやすい日本語による情報提供をする。（政策経営部・区民部・池袋保健所）</p> <p>④高齢者や障害者等への情報提供 高齢者や障害者等に対しては、関係機関等と連携し、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。 （政策経営部・総務部・保健福祉部・池袋保健所）</p> <p>(2) 情報管理の一元化</p> <p>①本部報 区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「豊島区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。 また、区全体の対応を分かり易くするため、豊島区ホームページに本部報を掲載し、情報を提供する。 （政策経営部・総務部・池袋保健所・関係各部）</p>

<p>都 内 発 生 早 期</p>	<p>②周知状況の確認 区は、区相談センターへの問い合わせ内容を分析する等、発表の趣旨や内容が正しく伝わっているかどうかを確認する。（政策経営部・総務部）</p> <p>③意見の反映 区は、マスコミの報道内容や、報道について区民、医療機関等から寄せられた意見を、必要に応じて区の対策本部の意思決定の議論に反映させるよう努める。（政策経営部・総務部）</p> <p>(3) 関係機関への情報提供 指定地方公共機関、三師会、医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、区内発生の対応及び区内感染期に備えた準備を依頼する。</p> <p>①区内発生時対応及び都内感染期準備依頼 関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、区内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（総務部・池袋保健所・関係各部）</p> <p>②医師会、医療機関との連絡体制の強化 医師会、医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、国及び都の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。（池袋保健所・医師会・医療機関）</p>
<p>都 内 感 染 期</p>	<p>(1) 区民及び事業者への情報提供 区内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。 また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。 さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。</p> <p>①都内感染期移行の周知 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、区内の対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。 (政策経営部・総務部・区民部・池袋保健所)</p> <p>②医療機関の受診のルールの変更の周知等 国内・都内及び区内での発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を区の広報媒体のほか、防災無線や、関係機関、メディア等の</p>

都 内 感 染 期	<p>協力を得て、回覧板やタウン誌・紙等も利用して、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。</p> <p>また、患者等の個人情報の取り扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。 (政策経営部・総務部・区民部・保健福祉部・池袋保健所)</p> <p>③事業者への呼び掛け等</p> <p>事業者に対し、連絡会の開催や、メール・ファクシミリ等により、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防や催物等の自粛等と呼び掛ける。(総務部・文化商工部・池袋保健所)</p> <p>④外国人への情報提供</p> <p>外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を得て、やさしい日本語による情報提供をする。(政策経営部・区民部・池袋保健所)</p> <p>⑤高齢者や障害者等への情報提供</p> <p>高齢者や障害者等に対しては、池袋保健所や関係機関等と連携し、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。 (政策経営部・総務部・保健福祉部・池袋保健所)</p> <p>(2) 情報管理の一元管理</p> <p>①本部報</p> <p>区対策本部設置後は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を「豊島区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理する。</p> <p>また、区全体の対応を分かり易くするため、豊島区ホームページに本部報を掲載し、情報を提供する。 (政策経営部・総務部・池袋保健所・関係各部)</p> <p>②周知状況の確認</p> <p>区は、区相談センターへの問い合わせ内容を分析する等、発表の趣旨や内容が正しく伝わっているかどうかを確認する。 (政策経営部・総務部・池袋保健所)</p> <p>(3) 関係機関への情報提供</p> <p>指定地方公共機関、三師会、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。</p> <p>①感染期対応の依頼</p> <p>関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。(総務部、池袋保健所、関係各部)</p> <p>②医師会、医療機関への国や都の方針、入院医療体制の変更等の情報提供</p> <p>医師会、医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に提供する。 (池袋保健所・医師会・医療機関)</p>
-----------------------	---

小
康
期

(1) 区民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

①小康期対策と第二波への備え

区内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区の広報媒体のほか、関係機関、メディアの協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。

(政策経営部・総務部・区民部・保健福祉部・池袋保健所)

②事業者への情報提供等

事業者に対して、商工会議所を通じ、ファクシミリ等により情報提供を行い、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。

(総務部・文化商工部・池袋保健所)

③外国人への情報提供

外国人に対しては、通訳ボランティア等と連携し、わかりやすい日本語による情報提供をする。(政策経営部・区民部・池袋保健所)

④高齢者や障害者等への情報提供

高齢者や障害者等に対しては、池袋保健所や関係機関等の連携により、音声サービスや地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。

(政策経営部・総務部・保健福祉部・池袋保健所)

(2) 情報の一元管理

①本部報の終了

「豊島区新型インフルエンザ等対策本部報」としての情報の一元的な管理は、区対策本部廃止と共に終了する。

(政策経営部・総務部・池袋保健所・関係各部)

(3) 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、三師会、医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

①第一波終息の最新情報の提供と第二波発生に備えた情報連絡体制の維持

関係機関に対し、区内の発生状況や国や都の方針など第一波終息の最新情報を提供する。

小 康 期	<p>また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。 (総務部・池袋保健所・関係各部)</p> <p>②記録の作成、保存</p> <p>対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。(政策経営部・総務部・池袋保健所)</p>
-------------	---

3 区民相談

○新型インフルエンザ発生時の区民等の相談は、新型インフルエンザ関連の健康相談を専門とする「新型インフルエンザ相談センター」とBCP等に伴うその他の相談の「新型インフルエンザ等生活相談センター」について、下記により各段階に応じた対応を行う。

発生段階	対 策 等
未発生期	<p>(1) 体制整備等</p> <p>新型インフルエンザ等発生時に、国・都からの要請時もしくは必要に応じて、生活福祉等の多様な区民等からの相談に応じるため、区は、発生段階に応じた相談体制について、各部は事前に検討し、必要な準備を行う。健康相談を担当する保健師の全庁応援体制については、事前に検討・調整する。 (関係各部)</p>

海外発生期	<p>(1) 新型インフルエンザ相談センター</p> <p>①新型インフルエンザ相談センターの設置 区は、国・都からの要請に基づき健康相談専用の新型インフルエンザ相談センターを設置し、区の保健師が従事して現場の実情に応じた対応を行う。その際には、保健所等の医師・保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障を来さないように配慮する。(池袋保健所)</p> <p>②新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日の対応 区保健師は、上記相談センターに従事するとともに、夜間・休日の都及び保健所共同の新型インフルエンザ相談センターの従事要請があった場合は対応する。(池袋保健所)</p> <p>③新型インフルエンザ相談センターの周知 区民等に対し新型インフルエンザ相談センターの周知を徹底する。特に発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者が新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接一般医療機関を受診することがないように、新型インフルエンザ相談センターの役割を含め、新型インフルエンザ専門外来へとつなげる受診方法について、迅速かつ的確に周知する。 (池袋保健所)</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等生活相談センター</p> <p>①一般相談等 一般的な問い合わせや生活相談等については、保健所職員を除く各部職員で対応する区の一般相談用の新型インフルエンザ等生活相談センター(以下、「生活相談センター」という。)を設置する。(総務部)</p>
-------	--

<p>海外発生期</p>	<p>②外部民間委託の検討 生活相談センター機能の外部民間委託を検討する。(総務部)</p> <p>(3) 医療機関からの問い合わせ 医療機関からの問い合わせについては、池袋保健所を専用窓口とし、専用電話を設置する。(池袋保健所)</p>
<p>国内発生早期</p>	<p>(1) 生活相談センターの体制充実・強化 区は国・都からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版等を受けて対応し、生活相談センター等による適切な情報提供が実施できるよう体制の充実・強化を行う。(総務部・池袋保健所)</p> <p>(2) 新型インフルエンザ相談センター ①新型インフルエンザ相談センターの維持・強化 引き続き新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する相談に対応する。(池袋保健所)</p> <p>②新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日対応 夜間・休日においては、都がコールセンターを外部委託するまで、都区共同して対応する。(池袋保健所)</p> <p>(3) 一般相談等 ①生活相談センターの維持・強化 一般相談用の生活相談センターを外部委託するまで、保健所職員を除く区職員で区民等の問い合わせに対応する。(総務部)</p>
<p>都内発生早期</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ相談センター ①新型インフルエンザ相談センターの維持・強化 引き続き新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する相談に対応する。(池袋保健所)</p> <p>②新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日対応 夜間・休日においては、都がコールセンターを外部委託するまで、都区共同して対応する。(池袋保健所)</p>

<p>都 内 発 生 早 期</p>	<p>(2) 一般相談等</p> <p>①生活相談センターの維持・強化 一般相談用の生活相談センターがコールセンターを外部委託するまで、保健所職員を除く区職員で区民等の問い合わせに対応する。(総務部)</p> <p>②相談内容の共有・ホームページ等の活用 健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談の多い問合せに関してはQ&Aを作成し、区ホームページに公表し、各部や生活相談センターに寄せられた相談内容を対策本部で共有し、必要な対応を講じる。 (政策経営部・総務部・関係各部)</p>
<p>都 内 感 染 期</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ相談センター</p> <p>①新型インフルエンザ相談センター体制の維持 新型インフルエンザ専門外来設置が終了した後も、引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する健康相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。(池袋保健所)</p> <p>②新型インフルエンザ専門外来の終了 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは新型インフルエンザ専門外来への振り分けを終了する。 (池袋保健所)</p> <p>③都の相談体制の変更 都の相談体制の変更を受け、また区民からの相談内容により、新型インフルエンザ相談センター体制を変更する。 都が対応する休日・夜間の保健所閉庁時間帯における健康相談に係る業務は、状況に応じて規模を縮小しながら中止されるが、その後の対応については、都の変更に準じて対応する。(池袋保健所)</p> <p>(2) 一般相談等</p> <p>①生活相談センターの強化 区民生活を維持するための生活相談センターを維持・強化する。 (総務部)</p> <p>②事業の自粛・中止の問い合わせの受付体制 区民や事業者に対し、学校の臨時休校をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、問い合わせ体制を強化する。</p> <p>③事業の自粛・中止の周知 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、区のホームページに新型インフルエンザ情報として再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知</p>

	<p>を図る。(総務部・文化商工部・教育総務部)</p> <p>④Q & Aの公表 相談内容の変化により、Q & Aを更新し、区ホームページに公表する。 (政策経営部・総務部・関係各部)</p>
<p>小 康 期</p>	<p>(1) 相談体制の縮小 区内の状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。 (池袋保健所・総務部・関係各部)</p> <p>(2) 新型インフルエンザ相談センター ①新型インフルエンザ相談センターの縮小・終了 保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。(池袋保健所) ②新型インフルエンザ相談センターの夜間・休日の縮小・終了 都の夜間休日の健康相談が終了されるに従い、通常業務において区民等からの保健医療に関する健康相談に対応する。(池袋保健所)</p> <p>(3) 一般相談等 ①生活相談センターの終了 相談件数の減少に伴いコールセンターの外部委託を終了し、各部で対応する。(総務部・関係各部)</p>

4 感染拡大防止

○感染拡大防止のために、感染防止策の普及、周知を図る。施設の利用制限、患者・濃厚接触者の健康観察等の対応が必要となる。

発生段階	対 策 等
未 発 生 期	<p>(1) 対策実施のための準備</p> <p>マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。</p> <p>①感染防止対策の普及</p> <p>マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。</p> <p>また、各発生段階における感染拡大防止策の実施内容について、区民、事業者等に周知し、理解を求める。(総務部・池袋保健所)</p> <p>②感染拡大防止の取り組みの理解促進</p> <p>感染が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるとともに、体調が思わしくない場合には外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うなど、感染拡大防止のための取り組みを住民自身が行えるよう、理解促進を図る。(池袋保健所)</p> <p>③各施設における予防策の周知</p> <p>学校、幼稚園、保育園、福祉施設等の各施設においては、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について、各施設で実施できるよう周知する。その他、国からの指示等により必要な対策をとる。 (関係各部)</p> <p>④緊急事態宣言下における活動制限等の周知</p> <p>政府が緊急事態宣言を行った時は、国の基本的対処方針や専門家の意見を踏まえたうえで都が都民に対して行う外出自粛要請及び事業者に対する施設や催物の制限又は停止の要請等を行う場合があることを周知し、理解を求める。(総務部)</p> <p>⑤発生時の体制整備</p> <p>発生時の患者・濃厚接触者調査等及び関係各部の役割について体制整備を行う。(池袋保健所)</p> <p>(2) 水際対策</p> <p>海外から新型インフルエンザ等の流入を防止するため、検疫所等と連携する。(池袋保健所)</p>

<p>未 発 生 期</p>	<p>①関係機関との連携強化 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関との連携を強化する。(池袋保健所)</p> <p>②医療体制整備 医療機関での診察、東京都健康安全研究センター等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制を準備するとともに、円滑に医療機関等に移送できる体制を整備する。(池袋保健所)</p> <p>③患者・濃厚接触者の対応 感染症法に基づく、患者・濃厚接触者の対応実施のための体制整備を行う。(池袋保健所)</p>
<p>海 外 発 生 期</p>	<p>(1) 区内での感染拡大防止策の準備 区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛け、各々が実行できるように働きかける。 各施設においては、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。</p> <p>①情報収集、方針検討 国内発生に備え、国・都等の情報を収集し、区の方針等を検討する。 (総務部・池袋保健所)</p> <p>②患者発生の対応準備 国・都と連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(治療・入院勧告措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(池袋保健所)</p> <p>③各施設における予防策の確認 学校、幼稚園、保育園、福祉施設等、区の各施設においては、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策の実施について確認するとともに、都内での発生に備え、臨時休業の基準を検討する。その他、国からの指示等により必要な対策をとる。 (総務部・区民部・文化商工部・保健福祉部・子ども家庭部・教育総務部)</p> <p>④都による活動制限等の感染拡大防止策の周知 国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、都より事業者や都民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求める場合があることを周知する。また政府による緊急事態宣言時は、施設の使用及び催物の開催の制限又は停止の要請、都民へ外出自粛等の要請をする場合もあることを事前に周知し、理解と協力を求める。(総務部・関係各部)</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">海外発生期</p>	<p>(2) 水際対策</p> <p>海外から新型インフルエンザ等患者の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所等と連携し、水際対策を実施する。</p> <p>①発生国からの入国者の健康観察</p> <p>平常時には、羽田空港、東京港において、検疫所が情報共有や訓練を実施している。</p> <p>発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、感染者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。</p> <p>発生国からの帰国者や渡航者に対し、国の方針の下、保健所は、入国者の健康観察を行う。(池袋保健所)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内発生早期</p>	<p>(1) 区内での感染拡大防止策の準備</p> <p>学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防の徹底を求める。</p> <p>①感染予防策の普及推進</p> <p>マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策について、住民自身が実行できるよう、引き続き普及を図る。 (池袋保健所)</p> <p>②感染予防策の情報提供</p> <p>学校、幼稚園、保育園、福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防徹底を求める。 (保健福祉部・子ども家庭部・教育総務部・関係各部)</p> <p>③発生時の対応検討、準備</p> <p>発生した地域の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。</p> <p>また、感染リスクが高い施設について、国の方針に基づき区の方針等を決定し、都内発生時の対応を準備する。(総務部・池袋保健所・関係各部)</p> <p>④発生時調査の具体的準備</p> <p>区内発生に備え、患者調査、濃厚接触者調査に必要な物品の再確認と各部役割分担を確認する。(池袋保健所)</p> <p>(2) 水際対策</p> <p>海外の発生地域・国への風評被害が惹起されないよう留意しながら、区民に渡航自粛を呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。(池袋保健所)</p>

都
内
発
生
早
期

(1) 区内での感染拡大防止策

学校や福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう求める。区立施設において、率先して感染予防策を実施する。

また区民、事業所及び福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

①区民・事業者等への周知・要請

区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を求める。さらに事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。

また、国・都の情報や感染状況、区への対応を説明し、都より各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。

(総務部・文化商工部・池袋保健所・関係各部)

②患者・濃厚接触者への対応

区内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（池袋保健所）

③まん延の恐れのある施設への対応

患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。

(保健福祉部・池袋保健所・子ども家庭部・教育総務部)

④学校等における疑似症又は感染者発生時の対応

学校等において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された幼児・児童・生徒等への対応について、次のとおり行うものとする。

その他の施設についても、それぞれ施設の状況等に応じた対応をとるものとする。（池袋保健所・教育総務部・関係各部）

a. 池袋保健所の指示による病院への移送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、幼児・児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。

b. 集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、幼児・児童・生徒の健康観察、臨時休校などの措置を講じる。

都
内
感
染
期

(1) 感染拡大防止策の協力依頼及び緊急宣言下における各種制限要請

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の協力依頼を行う。

①濃厚接触者への措置の中止等

濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。また国が濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を見合わせるよう要請した際には医療機関と連携する。（池袋保健所）

②感染拡大防止の呼びかけ及び各種制限の周知

区民にマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。（総務部・関係各部）

③学校・保育園等における対応

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校や保育園等における感染予防策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう要請する。（保健福祉部・池袋保健所・子ども家庭部・教育総務部）

④事業者への要請

事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く求めるとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨を要請する。

また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を要請する。

これらの周知は、商工会議所や都が連絡先を把握する業界団体を通じて行うとともに、ホームページ等を活用し、感染拡大防止策を実施するよう呼び掛ける。（総務部・関係各部）

⑤公共交通機関等への要請

公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。（総務部・都市整備部）

小 康 期	<p>(1) 感染拡大予防策の協力要請の解除</p> <p>流行の状況を踏まえ、感染予防策の要請を解除する。</p> <p>また流行の第二波に備えて、感染予防策を見直し、改善に努める。</p> <p>(総務部・池袋保健所・関係各部)</p>
-------------	--

5 予防接種

○特定接種及び住民接種について、以下のとおり発生段階に応じた対応を行う。特定接種は、新型インフルエンザ流行前に行い、住民接種は新型インフルエンザウイルス出現後にワクチンが製造されるのを待って行うことを基本とする。

発生段階	対 策 等
未 発 生 期	<p>○ワクチンの供給体制</p> <p>国から供給されるワクチンを円滑に受け入れ、また必要に応じて区内特定接種医療機関に円滑に供給できる体制を構築する。(池袋保健所)</p> <p>＜特定接種＞</p> <p>(1) 特定接種の位置づけ</p> <p>①特定接種とは</p> <p>新型インフルエンザ等が発生したときに医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う医療従事者・事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種である。</p> <p>②区職員の特定接種</p> <p>特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員（区対策本部員、区議会議員、疫学調査等従事職員、事業継続にあたる職員が対象となりうる）については、区が接種を実施する。(総務部)</p> <p>(2) 特定接種の準備</p> <p>①接種体制の構築</p> <p>国、都の協力依頼に基づき、区職員の接種体制を整備するとともに、必要に応じた、接種体制の構築に協力する。(池袋保健所)</p> <p>②特定接種の登録協力</p> <p>区は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(池袋保健所)</p> <p>③特定接種の実施にあたって</p> <p>国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。</p> <p>特定接種の対象となり得る区職員については、対象者を把握し、接種の準備を進める。</p> <p>区は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、接種体制構築に協力する。接種会場は、健康プラザとしま等公的な施設を活用する。</p> <p>(総務部・池袋保健所)</p>

<p>未 発 生 期</p>	<p><住民接種></p> <p>(1) 住民接種の位置づけ</p> <p>①住民接種の対象者</p> <p>住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む）。</p> <p>実施主体である区が接種を実施する対象者は、区の区域内に居住する者を原則とする。</p> <p>上記以外にも住民接種の対象者としては、区に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。（池袋保健所）</p> <p>(2) 住民接種の準備</p> <p>区は区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。（総務部・池袋保健所）</p> <p>①関係者の協力体制</p> <p>医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（池袋保健所）</p> <p>②実施体制の構築</p> <p>区は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。</p> <p>以下に列挙する事項等に留意し、区医師会等と連携の上、接種体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 b. 接種場所の確保（医療機関・学校等） c. 接種に要する器具等の確保 d. 接種に関する住民への周知方法 <p>区は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区医師会等の協力を得て、その確保を図る。（総務部・池袋保健所・教育総務部）</p> <p>③接種会場の規模</p> <p>区は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、医療機関、学校、健康プラザとしまなど公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。</p> <p style="text-align: right;">（総務部・池袋保健所・教育総務部・関係各部）</p> <p>④実施体制の構築</p> <p>区は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。（総務部・池袋保健所）</p> <p>⑤人員、資材の確保</p> <p>区は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接</p>
----------------------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内発生早期</p>	<p>(3) 住民接種の広報・相談</p> <p>①住民接種の相談 区は、実施主体として、新型インフルエンザ相談センターにて住民の相談に応じる。必要に応じて薬剤師会と連携し、適切な相談体制の構築を図る。(池袋保健所)</p> <p>②広報の留意点 広報に当たっては、下記に留意しつつ分かりやすく伝えることに努める。(池袋保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種の目的や優先接種の意義 ・ワクチンの有効性、安全性 ・接種の時期、方法等、区民一人ひとりがどのように対応すべきか ・新臨時接種と臨時接種の違い ・健康被害への対応 <p>③住民接種実施方法等の広報 区は、実施主体として、具体的なスケジュールや接種場所、方法、相談窓口の周知等、予防接種法に基づく必要な手続きを行う。(池袋保健所)</p> <p>④予防接種後副反応報告について 予防接種法に基づき義務化された副反応報告について、医療機関に対し、必要な様式と報告基準、報告方法について周知する。(池袋保健所)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都内発生早期</p>	<p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>(1) 住民接種の実施</p> <p>①住民接種の準備 区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き実施する。(池袋保健所)</p> <p>②緊急事態宣言がされている場合の住民接種 緊急事態宣言がされている場合は、臨時接種を実施する。(池袋保健所)</p> <p>(2) 住民接種の広報・相談 引き続き、広報相談を実施する。詳細は国内発生期早期の項を参照。 (池袋保健所)</p>

<p>都 内 感 染 期</p>	<p>(1) 緊急事態宣言がされている場合 区は、臨時接種を実施する。</p> <p>(2) 緊急事態宣言がされていない場合 区は、新臨時接種を実施する。</p> <p>(3) 住民接種の広報・相談 引き続き、広報相談を実施する。詳細は国内発生期早期の項を参照。 (池袋保健所)</p>
<p>小 康 期</p>	<p>未接種者に対して、都内感染期と同様に予防接種を実施する。(池袋保健所)</p>

6 医療

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的にまた急速にまん延し、かつ区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、区民の生命及び健康を保護するという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、区民の生命及び健康を保護することは、社会・経済活動への影響を最小限に抑えることにもつながる。
- 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

発生段階	対 策 等
未 発 生 期	<p>(1) 地域医療体制の整備</p> <p>①医療機関での感染予防策 区は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染予防策等を進めるよう要請する。（池袋保健所）</p> <p>②協議会 区は、医療体制の整備に関する協議を行い、その役割分担について調整する。（池袋保健所）</p> <p>③感染症指定医療機関 海外発生期から都内発生早期における新型インフルエンザ等患者の入院に係る医療を提供する医療機関は、感染症指定医療機関とする。</p> <p>(2) 国内感染期に備えた医療の確保 区は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>①BCP 区は、区内全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。（池袋保健所）</p> <p>②医療機関における入院病床数の試算 新型インフルエンザ等患者の入院に備え、医療機関は、病床利用率や診療継続計画に基づき入院可能病床数（定員超過入院等を含む。）を試算しておく。（池袋保健所）</p> <p>③入院可能病床数の把握 新型インフルエンザ等患者の国内初発例を確認してから都内発生早期までは、新型インフルエンザ等患者は病状の程度にかかわらず、感染症法に基づく入院措置等の対象となるため、区は新型インフルエンザ等患者の入</p>

未 発 生 期	<p>院可能病床数や医療従事者を事前に把握しておく。（池袋保健所）</p> <p>④医療活用計画</p> <p>感染症指定医療機関以外の医療機関に患者を入院させることができるよう、区は、事前に、その活用計画を策定しておく。また、都内感染期以降に重症者の入院のために使用可能な病床数を把握し、対策立案の基礎資料とし、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けるとともに、在宅療養の支援体制を整備しておく。（池袋保健所）</p> <p>⑤都の医療資源の把握への協力</p> <p>区は、都が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における入院可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。（池袋保健所）</p> <p>⑥特定診療科の確保</p> <p>区は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（池袋保健所）</p> <p>⑦入所施設の医療体制</p> <p>区は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を施設医・提携医療機関とともに検討する。（保健福祉部）</p> <p>⑧感染期における医療従事者の確保</p> <p>区は、都内感染期には医療従事者が不足する場合が想定されるため、医師会等と連携し、軽症者をできる限り地域の中核的医療機関以外の医療機関で診療する、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼する。また、内科や小児科等の診療体制に重大な影響を及ぼさないよう、医療機関内において他科の医師を含めた協力体制を構築する等により、医療従事者の確保に努めることとする。（池袋保健所）</p> <p>⑨臨時の医療施設</p> <p>区は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等において医療を提供することについて検討を行う。（池袋保健所）</p> <p>(3) 新型インフルエンザ専門外来</p> <p>①設置準備</p> <p>区は、新型インフルエンザ相談センター及び新型インフルエンザ専門外来の設置の準備や、感染症指定医療機関での入院患者の受入準備を進める旨の要請を受け対応できる体制を整える。</p> <p>区は、医師会等と連携して、あらかじめ新型インフルエンザ専門外来を設置する医療機関との調整を進め、設置の準備をする。</p>
------------------	---

未 発 生 期	<p>また、新型インフルエンザ相談センターの設置の準備を進める。 (池袋保健所)</p> <p>(4) 資器材の備蓄・訓練</p> <p>①医療資器材の整備</p> <p>区は、初動対応のため必要となる医療資器材（个人防护具等）をあらかじめ備蓄・整備する。初動期以降は都と連携し整備する。区は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行い、地域の医療資源の現状を把握する。医療機関等における个人防护具等の備蓄及び供給に係る支援を行う。</p> <p>都内感染期には、人工呼吸器等の医療資器材の需要が増加することが見込まれるので、区は、入院医療機関において必要な治療が継続して行われるよう、医療資器材の確保がなされているか把握する。（池袋保健所）</p> <p>②研修訓練</p> <p>区は、国や都と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。</p> <p>区は、都内感染期以降は、全ての医療従事者が新型インフルエンザ等の診療に従事することを想定し、研修・訓練を実施する。（池袋保健所）</p> <p>(5) 患者の移送体制の確立</p> <p>①患者の移送</p> <p>感染症法に基づき、入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、区が、その移送体制について責任を持つとともに、原則として区が移送を行う。（池袋保健所）</p> <p>②消防の協力</p> <p>感染症法に基づく入院措置が行われる患者が増加し、区による移送では対応しきれない場合は、消防等関係機関又は民間搬送事業者に依頼して、感染症指定医療機関に移送する。なお、消防等関係機関の協力を求める場合は、都に調整を要請する。（池袋保健所）</p>
海 外 発 生 期	<p>(1)新型インフルエンザ専門外来</p> <p>①設置</p> <p>区は、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、速やかに新型インフルエンザ専門外来を設置する。（池袋保健所）</p> <p>②周知</p> <p>区は、新型インフルエンザ専門外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。</p> <p>ただし、新型インフルエンザ専門外来の場所については、一般への公表は行わず、新型インフルエンザ相談センターで相談を受け、受診が必要と判断した場合に知らせることを原則とする。（政策経営部・池袋保健所）</p>

海外発生期	<p>③受診対応 発生地域からの帰国者で、発熱・呼吸器症状等を有し、新型インフルエンザ等により患する危険性が高いと考えられる間は、新型インフルエンザ専門外来において診察を行う。（池袋保健所）</p> <p>④一般医療機関 新型インフルエンザ専門外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染予防策を講じた上で、診療体制を整備する。（池袋保健所）</p> <p>⑤保健所への届出 新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に届出を行う。（池袋保健所）</p> <p>⑥医薬品資器材の調達 区は、新型インフルエンザ専門外来の運営を支援するため都と連携して、感染予防策資器材の調達、人材の配分、及び抗インフルエンザウイルス薬の確保等を行う。（池袋保健所）</p> <p>(2) 新型インフルエンザ相談センター</p> <p>①設置 区は、新型インフルエンザ等が海外で発生し、新型インフルエンザ専門外来を設置した場合、速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。（総務部・池袋保健所）</p> <p>②周知の徹底 発生地域からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、新型インフルエンザ相談センターを通じて、新型インフルエンザ専門外来を受診するよう区ホームページ、ポスター、広報誌等を活用し、区民へ広く確実に周知する。（政策経営部・総務部・池袋保健所）</p> <p>③受診調整 新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザのり患が疑われる患者から電話で相談を受けた場合は、区は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。（池袋保健所）</p> <p>(3) PCR等による検査体制の整備</p> <p>①検査の実施 検査体制が整備されてから都内発生早期の間、原則として全ての疑い患者へのPCR検査等を実施する。（池袋保健所）</p> <p>②検査の流れ 新型インフルエンザ専門外来は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から検体を採取する。採取した検体を保健所が東京都健康安全研究センターに運ぶ。同センターは亜型等の同定を行い、国立感染症研究所はそれを確認する。（池袋保健所）</p>
-------	--

<p style="text-align: center;">海外発生期</p>	<p>(4) 感染症指定医療機関等への入院措置の実施について</p> <p>①患者の待機 新型インフルエンザ等専門外来受診者はウイルス検査の結果が出るまで、必要に応じて院内に留め置く。(池袋保健所)</p> <p>②入院措置 検査の結果が陽性であれば、その結果を連絡し、感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。(池袋保健所)</p> <p>(5) 抗インフルエンザウイルス薬・資材の流通等</p> <p>①予防投与 区は、都の備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の濃厚接触者(同居者、医療従事者、救急隊員等移送従事者等)に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 (総務部・池袋保健所)</p> <p>②供給調整 区は、新型インフルエンザ専門外来に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染予防策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。(池袋保健所)</p>
<p style="text-align: center;">国内発生早期</p>	<p>(1) 医療体制の整備</p> <p>① 新型インフルエンザ専門外来 区は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、新型インフルエンザ専門外来における診療体制や、新型インフルエンザ相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。(池袋保健所)</p> <p>②一般診療体制への移行 区は、患者等が増加してきた段階においては国の要請により、新型インフルエンザ専門外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(池袋保健所)</p> <p>(2) PCRによる検査体制の継続</p> <p>①検査体制の継続 引き続き検査を実施する。(池袋保健所)</p> <p>(3) 患者への対応等 区は、都や国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(池袋保健所)</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内発生早期</p>	<p>(4) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</p> <p>① 予防投与の指導</p> <p>区は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関に移送する。（池袋保健所）</p> <p>② 医療機関への適切な使用要請</p> <p>区は、国内感染期に備え、引き続き、国や都と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 (池袋保健所)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都内発生早期</p>	<p>(1) 医療体制の整備</p> <p>① 新型インフルエンザ専門外来の継続</p> <p>引き続き新型インフルエンザ専門外来を継続する。（池袋保健所）</p> <p>② 一般診療への移行</p> <p>発生段階が都内感染期に至らない段階であっても、以下のように新型インフルエンザ専門外来の意義が低下した場合には、新型インフルエンザ専門外来の診療体制から、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。（池袋保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ専門外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、新型インフルエンザ専門外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合。 ・ 新型インフルエンザ専門外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合。 ・ 都内発生早期までの段階の地域ではあるが、隣接県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、新型インフルエンザ専門外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合。 <p>※区は国の要請の有無にかかわらず自身の判断で体制を移行することができる。</p> <p>(2) PCR等による検査体制の整備及び運営等</p> <p>① 検査の継続</p> <p>引き続き検査体制を継続する。（池袋保健所）</p> <p>② 検査の中止</p> <p>都内感染期に至った段階では、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止する。なお、都内発生早期であっても、患者数の増加、隣接県における患者の発生状況等に基づき都の判断によって全ての新型インフルエンザ等患者に対する入院措置を中止した段階においては、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止することもある。</p>

都 内 発 生 早 期	<p>病原性が低いと判明する等により必要がなくなった場合には、国の判断により、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止する。 (池袋保健所)</p> <p>(3) 抗インフルエンザウイルス薬の供給 区は、国や都と連携し、感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染予防策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。 (池袋保健所)</p> <p>(4) 感染症法に基づく入院措置</p> <p>①入院措置の継続 引き続き入院措置を継続する。(池袋保健所)</p> <p>②入院措置の中止 以下の場合入院措置を中止する。(池袋保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の判断により、新型インフルエンザ専門外来での診療体制から、一般の医療機関で診療する体制に切り替える際、感染症法に基づく入院措置も中止する。 ・ 病原性が低いと判明する等により、新型インフルエンザ等患者全てを入院させて治療することの必要性がなくなった場合には、国の判断により、感染症法に基づく入院措置を中止する。
----------------------------	--

都 内 感 染 期	<p>(1) 医療体制の確保</p> <p>①医療体制の移行 新型インフルエンザ専門外来、新型インフルエンザ相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。(池袋保健所)</p> <p>②在宅療養 区は、都内感染期においては、入院している新型インフルエンザ等患者のうち、重症ではないものについては自宅での療養とすることを医療機関に対して周知し、重症者のための病床を確保する。(池袋保健所)</p> <p>③電話による診療 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付する旨の国の対応方針を周知する。(池袋保健所)</p> <p>④一般診療の継続 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(池袋保健所)</p>
-----------------------	--

	<p>⑤診療体制の確保</p> <p>患者数の大幅な増加に対応できるよう、医師会等と連携しながら、可能な限り速やかに、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関において新型インフルエンザ等の診療を行う体制を確保する。（池袋保健所）</p> <p>区は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。（池袋保健所）</p>
都 内	<p>⑥入院調整のための情報提供</p> <p>区は、新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握やその情報提供に努める。（池袋保健所）</p> <p>⑦薬、医療資器材の流通調整への協力</p> <p>区は、都が行う抗インフルエンザウイルス薬、感染予防策用資器材等の流通調整に協力する。（池袋保健所）</p>
感 染	<p>(2) PCR等による検査体制の運営等</p> <p>①検査体制の中止</p> <p>都内感染期に至った段階では、全ての疑似症患者へのPCR検査等による確定診断を中止する。（池袋保健所）</p> <p>②サーベイランスのための検査体制の継続</p> <p>時期にかかわらず、病原体定点医療機関等の検体を用いて、サーベイランスのためのPCR検査等を実施する。（池袋保健所）</p>
期	<p>(3) 在宅で療養する患者への支援</p> <p>①在宅療養者の支援</p> <p>区は、国や都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 (総務部・保健福祉部・池袋保健所)</p> <p>②感染予防策の周知</p> <p>区は、自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報や区ホームページ等を活用して、感染予防策に努めるよう指導する。 (政策経営部・池袋保健所)</p>
	<p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>区は、国や都と連携し、区域内の医療機関が不足した場合以下の対応をする。 (池袋保健所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者治療のための医療機関における定員超過入院等 ・都が行う臨時の医療施設の設置に協力、医療の提供。 <p>(感染防止や衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける患者や、病状は比較的軽度なものの在宅療養が困難で入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供のため)</p>

<p>小 康 期</p>	<p>(1) 医療体制の復帰 区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 区においてピークを越えたと判断した場合は、今後の新型インフルエンザ等の患者数を推計しながら、各医療機関においては適切な医療資源の配置を検討する。（池袋保健所）</p> <p>(2) 第二波への準備 区は、社会機能の回復を図り、流行の第二波に備えるため、これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する。また、不足している医療資器材の調達及び再配備を行う。（池袋保健所）</p> <p>(3) 被害把握 区は、新型インフルエンザ等の流行による被害を把握し、分析する。 （総務部・池袋保健所）</p>
----------------------	---

7 区民の生活及び経済活動の安定の確保

- 区は、新型インフルエンザ等発生時に、区民生活及び経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。
- 区内指定公共機関、協力団体における感染予防及び拡大防止策、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

発生段階	対 策 等
未 発 生 期	<p>(1) 要配慮者の事前把握</p> <p>地域感染期における高齢者、障害者等の生活支援要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、移送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。</p> <p>※要配慮者の例示についてはP. 39 参照</p> <p>①要配慮者リストの作成</p> <p>要配慮者について区で検討し定義を定め、要配慮者情報を収集する。 (保健福祉部)</p> <p>個人情報の活用について、事前に包括的な同意が取れる仕組み作りを行う。(総務部・保健福祉部)</p> <p>②要配慮者支援の協力体制の構築</p> <p>関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。(総務部・保健福祉部)</p> <p>③要配慮者の登録情報を分析、準備</p> <p>必要な支援内容（食糧、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を確認しておく。(総務部・保健福祉部)</p> <p>(2) 火葬能力等の把握</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。</p> <p>都が、決定する火葬体制（火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設数について把握）に従い、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当課等関係機関との調整も行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(総務部・区民部・池袋保健所)</p>

	<p>(3) 個人の備え 感染期の2、3週間を目安として、外出しなくても生活できるように、食品、日用品を用意するよう普及、啓発を行う。(池袋保健所・関係各部)</p>
<p>海外発生期</p>	<p>(1) 要配慮者対策 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者や協力者へ連絡する。(保健福祉部)</p> <p>(2) 遺体の火葬・収容 区は、都の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体収容所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。(総務部・文化商工部・池袋保健所)</p> <p>(3) 食糧・生活必需品の消費活動の動向の把握 食糧、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じ、適切な行動を呼び掛ける。 (文化商工部)</p>
<p>国内発生早期</p>	<p>(1) 要配慮者対策 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 (総務部・保健福祉部)</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置</p> <p>①火葬従事者への必要用具の配付 都と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、遺体収納袋（※）を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の移送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。(総務部・池袋保健所) ※ 遺体収納袋については、都が病院又は遺体の移送作業に従事する者に必要な数量を配付する。</p> <p>②円滑な火葬の実施 遺体の移送及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の能力に応じ、臨時遺体収容所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。 (総務部、文化商工部、池袋保健所)</p>

<p>国 内 発 生 早 期</p>	<p>(3) 食糧・生活必需品の安定供給、ライフラインの維持 食糧・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、区民に対する食糧・生活必需品等の安定供給に努める（文化商工部）。</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>(1) 水の安定供給 水道事業者である都は、都行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるので、区はその周知に努める。 （政策経営部・総務部・文化商工部）</p> <p>(2) 生活関連物資等の価格の安定と生活相談センターの充実 必要に応じ、区民からの相談・情報収集の充実を図る。 （文化商工部・区民部）</p>
<p>都 内 発 生 早 期</p>	<p>(1) 区の業務継続</p> <p>① BCPに則った業務継続 区民生活を支える事業を継続できるよう、区のBCPや対応マニュアルにより、業務を実施する。（総務部・各部）</p> <p>② 行政上の申請期限の延長 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、準備をする。（関係各部）</p> <p>(2) 要配慮者への支援 要配慮者への支援の準備を行う。（総務部・保健福祉部）</p> <p>(3) 食糧・生活必需品の安定供給、ライフラインの維持</p> <p>① 適切な消費行動の呼びかけ 食糧・生活関連物資等の購入に当たり、食糧、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じ、適切な行動を呼び掛ける。（総務部・文化商工部）</p> <p>② ライフライン情報の伝達 都がライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請するので、その旨の情報を区民・区内事業者に伝える。（政策経営部・総務部）</p> <p>③ ごみ等の排出抑制の呼びかけ ごみや資源について、平常時同様の収集、処理が困難な場合は、区民及び事業者等に排出を抑制するよう協力を求める。（清掃環境部）</p>

<p>都 内 発 生 早 期</p>	<p>(4) 中小企業に対する援助 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資（復旧資金融資等）の取扱いを開始する。（文化商工部）</p>
<p>都 内 感 染 期</p>	<p>(1) 要配慮者対策 ①見回り、食事の提供、医療機関への移送 区は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（保健福祉部・池袋保健所） ・高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。（保健福祉部） ・町会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要配慮者への支援について、協力依頼する。（総務部・保健福祉部）</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置 ①遺体の適切な保存 引き続き遺体の搬送及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の能力に応じ、臨時遺体収容所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（総務部・池袋保健所・文化商工部）</p> <p>②広域的な火葬体制の確保 都と連携し、死亡届等により、新型インフルエンザ等に起因する死亡者数を把握するとともに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、通常の火葬場での受け入れが困難と判断されるときは、他の区市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保する。また、それに必要な遺体の搬送の手配等を実施する。（総務部、区民部、池袋保健所）</p> <p>③臨時遺体収容所の確保 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、都の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体収容所を直ちに確保する。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務部、文化商工部、都市整備部、池袋保健所）</p> <p>④臨時遺体収容所の拡充 万が一、臨時遺体収容所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体収容所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都道府県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（総務部、文化商工部、都市整備部、池袋保健所）</p>

都 内 感 染 期	<p>(3) 食糧・生活必需品等の供給の確保、ライフラインの維持</p> <p>引き続き食糧・生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食糧・生活必需品等の安定供給に努める。</p> <p>①ごみ等の排出抑制と収集の維持</p> <p>ごみや資源の排出を抑制するよう区民及び事業者に協力を求めるとともに、収集の一部変更・休止等の措置を講じる。(清掃環境部)</p> <p>②中小企業に対する情報提供及び相談窓口の設置</p> <p>事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応を行うとともに、都が実施する中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）等の情報提供を行う。(文化商工部、政策経営部)</p> <p>③行政手続上の申請期限の延長</p> <p>国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに区民に周知する。(関係各部)</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <p>(1) 水の安定供給</p> <p>国内発生早期の項 (P. 88) を参照</p> <p>(2) 遺体の火葬・安置</p> <p>都が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、都が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。</p> <p>①一時埋葬</p> <p>新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。一時的な埋葬の際は、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。(池袋保健所、都市整備部)</p> <p>②臨時公営墓地</p> <p>また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。(池袋保健所、都市整備部)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられる。また、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。</p> <p style="text-align: right;">(池袋保健所・都市整備部)</p> </div>
-----------------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都内感染期</p>	<p>(3) 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>国民生活及び経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び都と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(文化商工部、総務部)</p> <p>生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、区民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。(政策経営部、区民部、文化商工部)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">小 康 期</p>	<p>(1) 平時への回復</p> <p>事業者、区民に、平常時の生活への回復を呼び掛ける。(関係各部)</p> <p>(2) 要配慮者対策</p> <p>新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部)</p>

8 都市機能の維持

セーフコミュニティ国際認証都市として、区は、地域の力による感染症に強いまちづくりに努める。

ライフライン事業者や公共交通機関など指定地方公共機関等に対し、事業活動継続を要請する。

また、区の行政機能及び警察・消防機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるように必要な措置を行う。

発生段階	対 策 等
未 発 生 期	<p>(1) 庁内体制の整備</p> <p>①緊急連絡体制の整備 庁内については、全庁的な新型インフルエンザ等対策本部会議により、新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、各部との緊急連絡体制を整備する。(総務部・各部)</p> <p>②BCP・対応マニュアル等の整備 新型インフルエンザ等対策会議等で決定した区の全体方針の下、新型インフルエンザ等の発生時のBCP又は対応マニュアル等を整備する。 (総務部・関係各部)</p> <p>(2) ライフライン事業者等への要請 指定地方公共機関等に対して、新型インフルエンザ等の発生時における機能維持につき要請する。(総務部・関係各部)</p> <p>(3) 地域の力による感染症に強いまちづくり</p> <p>①新型インフルエンザ等の住民への周知 区民一人ひとりの感染症予防策が、地域全体の感染拡大防止を可能にするとの認識を共有し、区民ひろばでの出前講座等、住民とともに新型インフルエンザ等について学ぶ機会を設け、地域の感染症対応能力を高める。 (区民部・池袋保健所)</p> <p>②区民協働による準備 流行時においても、感染者・患者を偏見や差別から守り、地域の絆を保ちながら、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう啓発を図りつつ、地域や関係機関と連携して、防犯・防災の準備を行う。(総務部・関係各部)</p>

海外発生期	<p>(1) 庁内体制の整備</p> <p>発生地域・感染者数・水際対策等、新型インフルエンザ等発生状況や国・都の対応状況等、情報収集に努め、庁内での情報共有に努めるとともに、国内・都内感染期に備え、各部において必要な準備を行う。</p> <p>なお、国及び都において対策本部が設置された場合は、区長を本部長とする豊島区新型インフルエンザ等対策本部を設置し、全庁体制により対策に取り組む。(総務部・各部)</p> <p>(2) 地域の力による感染症に強いまちづくり</p> <p>①普及啓発の実施</p> <p>区民一人ひとりの感染症予防策が、地域全体の感染拡大防止を可能にするとの認識を共有し、区民ひろばでの出前講座等、住民とともに新型インフルエンザ等について学ぶ機会を設け、地域の感染症対応能力を高める。 (区民部・池袋保健所)</p> <p>②区民協働による準備</p> <p>流行時においても、感染者・患者を偏見や差別から守り、地域の絆を保ちながら、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう啓発を図りつつ、地域や関係機関と連携して、防犯・防災の準備を行う。(総務部・関係各部)</p>
-------	---

国内発生早期	<p>(1) 庁内体制の整備</p> <p>国内発生地域、国や都の対応状況等、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、庁内での情報共有に努めるとともに、各部において必要な準備を行う。</p> <p>なお、政府及び都の対策本部が設置された場合は、区長を本部長とする豊島区新型インフルエンザ等対策本部を設置し、全庁体制により新型インフルエンザ等への対策に取り組むこととする。なお、国において「緊急事態宣言」が発表された場合は、直ちに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行するものとする。(総務部・関係各部)</p> <p>(2) ライフライン事業者等への要請</p> <p>指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。(総務部・関係各部)</p> <p>(3) 地域の力による感染症に強いまちづくり</p> <p>①住民への周知</p> <p>区民一人ひとりの感染症予防策が、地域全体の感染拡大防止を可能にするとの認識を共有し、出前講座の他、必要に応じてホームページ等での非対面式の教育を継続する。(政策経営部・総務部・区民部・池袋保健所)</p> <p>②地域の力による防犯・防災</p> <p>流行時においても、感染者・患者を偏見や差別から守り、地域の絆を保ちながら、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、地域や関係機関と連携して、防犯・防災に努める。(総務部・関係各部)</p>
--------	---

都 内 発 生 早 期	<p>(1) 庁内体制の整備</p> <p>発生地域・感染状況等、新型インフルエンザ等に関する情報収集に努め、庁内での情報共有に努めるとともに、感染拡大防止のため各部において必要な対策を行う。</p> <p>なお、政府対策本部及び都対策本部が設置された場合は、区長を本部長とする豊島区新型インフルエンザ等対策本部を設置し、全庁体制により新型インフルエンザ等への対策に取り組むこととし、国により緊急事態宣言が発表された場合は、直ちに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行するものとする。(総務部・各部)</p> <p>(2) ライフライン事業者等への要請</p> <p>指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内の流行に備えた準備を依頼する。(総務部・関係各部)</p> <p>(3) 地域の力による感染症に強いまちづくり</p> <p>①住民への周知</p> <p>区民一人ひとりの感染症予防策が、地域全体の感染拡大防止を可能にするとの認識を共有し、出前講座の他、必要に応じてホームページ等での非対面式の教育を継続する。(政策経営部・総務部・区民部・池袋保健所)</p> <p>②地域の力による防犯・防災</p> <p>流行時においても、感染者・患者を偏見や差別から守り、地域の絆を保ちながら、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、地域や関係機関と連携して、防犯・防災に努める。(総務部・関係各部)</p>
----------------------------	--

都 内 感 染 期	<p>(1) 庁内体制の整備</p> <p>新型インフルエンザ等対策本部を中心に、全庁体制により対策を協議する。</p> <p>また区の業務を「緊急対応業務」「継続業務」「休止業務」に整理し、感染状況及び職員の出勤率などを判断し弾力的・機動的に各業務を実施する。また休止業務に従事していた職員を緊急対応業務に再配置することにより、全庁的な応援体制により対応する。(総務部・各部)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">緊急対応業務</td> <td>感染拡大防止策（相談・保健医療等） 危機管理上必要な業務（対策本部・情報提供等）</td> </tr> <tr> <td>継続業務</td> <td>区民の生命を守り、区民生活を維持するために通常どおり継続する業務</td> </tr> <tr> <td>休止業務</td> <td>感染拡大を防止するために休止する業務 (貸出施設の休館、イベントの中止等)</td> </tr> </table> <p>※ウイルスの病原性等や職員の出勤率に応じ、弾力的・機動的に運用し、応援体制を組む。</p> <p>(2) ライフライン事業者等への要請</p> <p>指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、都内の流行に備えた準備を依頼する。(総務部・関係各部)</p>	緊急対応業務	感染拡大防止策（相談・保健医療等） 危機管理上必要な業務（対策本部・情報提供等）	継続業務	区民の生命を守り、区民生活を維持するために通常どおり継続する業務	休止業務	感染拡大を防止するために休止する業務 (貸出施設の休館、イベントの中止等)
緊急対応業務	感染拡大防止策（相談・保健医療等） 危機管理上必要な業務（対策本部・情報提供等）						
継続業務	区民の生命を守り、区民生活を維持するために通常どおり継続する業務						
休止業務	感染拡大を防止するために休止する業務 (貸出施設の休館、イベントの中止等)						

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都内感染期</p>	<p>(3) 地域の力による感染症に強いまちづくり</p> <p>①住民への周知 区民一人ひとりの感染症予防策が、地域全体の感染拡大防止を可能にするとの認識を共有し、ホームページ等での非対面式の教育を継続する。 (政策経営部・総務部・区民部・池袋保健所)</p> <p>②地域の力による防犯・防災 流行時においても、感染者・患者を偏見や差別から守り、地域の絆を保ちながら、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、地域や関係機関と連携して、防犯・防災に努める。(総務部・関係各部)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">小康期</p>	<p>(1) 行政機能及びライフラインの回復 行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める一方で、ライフライン、公共交通機関の機能などを速やかに回復し、事業活動の回復を要請する。 (関係各部)</p>

用語解説

- 1 インフルエンザウイルス
- 2 高病原性鳥インフルエンザ
- 3 新型インフルエンザ
- 4 パンデミック
- 5 パンデミックワクチン
- 6 プレパンデミックワクチン
- 7 積極的疫学調査
- 8 感染症の定義および類型
(一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、
指定感染症、新感染症)
- 9 感染症指定医療機関
- 10 新型インフルエンザ相談センター
- 11 新型インフルエンザ等専門外来
- 12 感染症サーベイランス
- 13 要配慮者
- 14 咳エチケット
- 15 サージカルマスク
- 16 N95マスク
- 17 個人対策（個人が行う感染防止対策）
- 18 地域対策（地域で行う感染防止対策）

1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスはA、B、Cの3つの型に分けられる。

A型ウイルス表面には赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という糖蛋白があり、HAには16の亜型が、NAには9の亜型が存在する。

これらは様々な組み合わせをして、ヒトやブタ、トリなど様々な宿主に広く分布する。

2 こうびょうげんせいとり高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。ヒトのインフルエンザウイルスとは、別のA型インフルエンザウイルスによる感染症のことである。このうち、感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特にトリに強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

特に鳥類等からヒトに感染伝播した高病原性鳥インフルエンザとして、インフルエンザ（H5N1）やインフルエンザ（H7N9）等が報告されている。

3 しんがた新型インフルエンザ

A型インフルエンザが突然変異を起こして性質が変わり、ヒトが免疫を持たないHAまたはNA血清亜型のインフルエンザウイルスがヒトの間で伝播すると、これを「新型インフルエンザ」という。

4 パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックはほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

5 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチンのこと。住民接種で接種するワクチン。

6 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。特定接種で接種するワクチン。

7 せっきよくてき えき がくちよう さ 積極的疫学調査

感染症の発生に際して、原因の究明とともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行なう行動調査、喫食調査、健康調査などのこと。

なお、海外で感染症が流行している場合など、国内での当該感染症の発生を防止す観点から行なう調査も含まれる。

8 かん せんしよう てい ぎ るい けい 感染症の定義および類型

- 一類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性がきわめて高い感染症
- 二類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症
- 三類感染症 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
- 四類感染症 人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症
- 五類感染症 国が感染症発生動向の調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
- 指定感染症 既知の感染症の中で上記一類から三類に分類されない感染症において一類～三類に準じた対応の必要が生じた感染症
- 新感染症 感染症法第6条第9項において、人から人に感染すると認められるもので、既に知られている感染性の疾病と症状や治療の結果が明らかに異なり、かかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延すると国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

9 かんせんしょう し てい いりょう き かん 感染症指定医療機関

感染症の予防、および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症に罹患した患者の入院医療を行う医療機関のことで、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関に分けられる。

10 しん が た そう だん 新型インフルエンザ相談センター

医療資源の有効活用および外来診察時の院内感染を予防するために、発熱患者を新型インフルエンザ等の目的とする疾患（疑いを含む）に振り分けるための施設。
区市町村が設置する。

11 しん が た せん もん が いら い 新型インフルエンザ専門外来

発熱患者を一般患者とは別に診療を行う体制・施設を確保するために、各区市町村管内から医療機関を選定し設置する。受診者が徒歩や自転車の利用などでアクセスできるように施設数を確保する。

12 かんせんしょう 感染症サーベイランス

「サーベイランス」とは、「見張り、監視制度」という意味である。

「感染症サーベイランス」とは、さらに広い概念を意味しており、発生状況や病原体情報の収集・解析から、それらを基にした施策の立案、実行と対策評価までのPDCAサイクルを回すことのすべてをいう。

13 ようはいりよしゃ せいかつ し えんようはいりよしゃ 要配慮者（生活支援要配慮者）

新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者とする。
（例示については、39項を参照）

14 せき 咳エチケット

咳がある場合に、その原因となっている疾病や感染症の種類を問わず、咳の「しぶき」が周囲に飛散しないようにすることをいう。具体的には、咳をする人が、ハンカチや袖口等で口元を覆うことである。

15 サージカルマスク

通常のフィルターを内蔵した医療用マスク。

3マイクロメートル (μm : 0.003 ミリメートル) の飛沫を95%以上カットする。

16 N95マスク

直径0.3 μm (マイクロメートル) 以上の空気中の微粒子を95%以上カットする性能を持ち、医療機関で患者の治療やケアにあたる際に使用する。

正しい使用方法を学んで使うことが必要。

17 個人対策 (個人が行う感染防止対策)

個人における対策は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の知識と技術を身に付け、また実行することをいう。

一人ひとりがこれらの対策を実行することで、感染症から自らを守り、また、感染したヒトから周囲への感染拡大防止を図ることができる。つまり、個人が行う感染防止対策のネットワーク化が地域対策の基礎になる、という考え方である。

18 地域対策 (地域で行う感染防止対策)

個人対策の総体に加えて、イベントの中止、時差出勤、交通の遮断・建物の封鎖等の社会的対策を組み合わせることで行われるもの。個人対策と地域対策が合わさって、「感染症によいまちづくり」が実現される。

会議経過

○ 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画検討庁内会議

回	開催日	内容
第1回	平成25年11月1日	計画策定の経緯等について 検討体制・スケジュールについて 計画骨子について 計画素案前半について
第2回	平成25年12月9日	新型インフルエンザに関する講話 策定会議・医療部会等の報告について 各段階における具体的対策について
第3回	平成26年2月5日	計画素案の検討について
第4回	平成26年5月7日	パブリックコメントの実施結果について 東京都意見への対応について

○ 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議

回	開催日	内容
第1回	平成25年11月6日	策定スケジュール、計画骨子について 計画素案前半について 部会の設置について
第2回	平成25年12月12日	計画素案後半について 発生段階別危機管理体制について 医療部会報告
第3回	平成26年2月6日	計画素案の検討について 住民接種等に関する実施体制の確保について
第4回	平成26年5月19日	パブリックコメントの実施結果について 東京都意見への対応について 計画案について

豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画検討庁内会議 委員名簿

所 属	氏 名
総務部長	永田 謙介
池袋保健所長	原田 美江子 (石原 浩)
健康担当部長	佐野 功
政策経営部参事 (企画課長事務取扱)	佐藤 和彦
総務部総務課長	鈴木さよ子 (天貝 勝己)
同 防災課長	樫原 猛
同 危機管理担当課長	木村 俊雄 (猪飼 敏大)
同 治安対策担当課長	居原 豊 (稲村 晃)
施設管理部長 (財産運用課長事務取扱)	鈴木 達
区民部 区民活動推進課長	柴 俊之
文化商工部 生活産業課長	田中真理子
清掃環境部 環境政策課長	佐藤 廣明 (鈴木さよ子)
保健福祉部参事 (福祉総務課長事務取扱)	常松 洋介
池袋保健所 健康推進課長	尾本由美子
子ども家庭部 子ども課長	大須賀裕子 (坪内 榮一)
都市整備部 都市計画課長	原島 克典 (奥島 正信)
都市整備部 道路管理課長	峰田 和幸
教育総務部参事 (教育総務課長事務取扱)	坪内 榮一 (神田 光一)

() は、25年度の委員

18名

豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議 委員名簿

所 属	氏 名
東京都医療公社 豊島病院 感染症内科医長	足立 拓也
東京都立大塚病院 看護長	進藤 亜子
豊島区医師会 理事	湊 通嘉
豊島区医師会 理事	後藤 伊織
豊島区歯科医師会 専務理事	高草木 章
豊島区薬剤師会 常務理事	田崎 崇
池袋警察署 警備課長	木之瀬 啓二
巣鴨警察署 警備課長	後藤 正則 (景山 肇)
目白警察署 警備課長	渡邊 邦大 (高橋 友美)
豊島消防署 予防課長	齋藤 国雄 (滝原 正則)
池袋消防署 警防課長	山之内 武 (佐藤 浩)
総務部長	永田 謙介
池袋保健所長	原田 美江子 (石原 浩)
健康担当部長	佐野 功
防災課長	檜原 猛
危機管理担当課長	木村 俊雄 (猪飼 敏夫)
治安対策担当課長	居原 豊 (稲村 晃)
健康推進課長	尾本 由美子

() は、25年度の委員

計18名

豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年(2014 年)6 月

発行 豊島区
〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1
TEL. 03-3981-1111 (代表)

編集 豊島区 総務部 危機管理担当課
保健福祉部 地域保健課
池袋保健所 健康推進課
